

レートメーク・約款等について

2023年4月17日（月）
第42回 料金制度専門会合
事務局提出資料



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日御議論いただきたい点について

- 本日は、レートメーク（契約種別ごとの規制料金の設定）・約款等について御議論いただきたい。
- 本資料では、各事業者の申請内容に、①直近の燃料価格などを踏まえた補正に伴う変動分を反映した規制部門に係る非ネットワーク費用（燃料補正後非NW費用）及び②レベニューキャップ制度の導入に伴う変動分を反映した規制部門に係るネットワーク費用^(注)（RC補正後NW費用）を加えて、再算定した規制部門に係る総原価（以下「補正後総原価」という。）を基に、レートメーク・約款等について、まとめてお示ししている。

（注）北海道電力は、今回の料金改定申請において、レベニューキャップ制度の導入に伴って認可された託送供給等約款に基づいたネットワーク費用を算定している。

- 本日は、本資料でお示しする内容に関連して、今後検討を要する論点があるか、御議論いただきたい。

1. レートメーク・約款等の概要

2. 各事業者の申請内容

料金算定規則及び料金審査要領における規定

- レートメーク・約款等については、以下に掲げる料金算定規則及び料金審査要領に従い、算定及び審査を行うこととなっている。

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

（供給区域別料金の決定等）

第十八条 料金は、特定需要の前条の規定により整理された総固定費、総可変費、総需要家費及び総送配電関連費の合計額（以下「特定需要原価等」という。）と原価算定期間ににおける特定需要の料金収入が一致するように設定されなければならない。

2 事業者は、特定需要原価等を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特定需要原価等の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。（以下略）

3・4 （略）

5 事業者は、第二項の規定により契約種別ごとの料金を設定する場合には、販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払を受けるべき料金の組合せにより、当該料金を設定しなければならない。ただし、販売電力量が極めて少ないと見込まれる需要に対する料金の設定の場合は、この限りでない。

6 事業者は、原価算定期間における特定需要の料金収入を、第二項及び前項の規定により設定する料金並びに供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

7 （略）

（注）沖縄電力は、送配電部門との一休会社であることなどの理由により、根拠条文が異なるが、上記抜粋では省略。

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

第5章「料金の計算」に関する審査

第1節「定率又は定額」に関する審査

改正法附則第18条第2項第2号に定める「供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること」については、あらかじめ料金表等において明確に定められている料金率や計算式をもつて、使用量に応じた料金が計算可能であるか否かにつき審査するものとする。

第2節「不当な差別的取扱い」に関する審査

同項第4号に定める「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」については、算定規則に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて一般的に区別を行う場合を除き、全ての需要家に対して平等であるか否かにつき審査するものとする。なお、審査は、非特定需要及び特定需要ごとに整理された原価等を基とした契約種別ごとの料金率の設定について重点的に行うこととする。

レートメークの概要

- 規制料金については、料金算定規則に基づき、「総固定費・総可変費・総需要家費の合計額（規制需要原価）」と「原価算定期間における規制需要の料金収入」が一致するよう設定する必要がある。
- 具体的な料金設定については、電圧や負荷形態など、電気の使用実態などの違いに伴う原価の差を反映し、契約種別（使用条件が類似した需要）ごとに異なる料金率が定められる。その上で、各契約種別の料金率は、料金算定規則に基づき、「販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払を受けるべき料金の組合せ」により設定することが原則であり、電気の使用期間（年間使用・短期間の使用）、使用時期（季節・時間）、使用規模（1口当たりの電力量・需要電力）などの電気の使用実態などの違いを勘案して、契約種別ごとに料金率を設定する。

<契約種別>

● 需要区分

負荷の特性、負荷様態の差異を基準にして需要を分類したもの。電灯需要及び電力需要の2分類。

（注）沖縄電力においては、上記の2分類に加えて電灯電力併用需要の3分類。

● 契約種別

需要区分をさらに細分化して、供給電圧、計量方法及び使用期間などの差異により区分したもの。定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力及び農事用電力の設定有り。

（注）沖縄電力においては、上記に加えて、業務用電力、高圧電力A・B、臨時電力（高圧）、農事用電力（高圧）、自家発補給電力A・B及び予備電力も設定有り。

【参考】主な料金制の種類

	概要	料金イメージ
定額料金制	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の料金額は使用電力量 (kWh) によらず一定。 使用状態がほぼ等しく、計器をつけて計量することが経済的でない、小規模の需要家に適用。 	<p>(円) ↑</p> <p>(kWh) →</p>
最低料金制	<ul style="list-style-type: none"> 使用電力量 (kWh) に電力量料金単価を乗じて料金額を決定。 使用電力量が 0 kWh の場合、料金も 0 円となり、供給コストを賄うことができないため、使用電力量が一定以下の場合に支払う最低額を決定。 	<p>(円) ↑</p> <p>最 低 料 金 制 (kWh) →</p>
基本料金制 (二部料金制)	<ul style="list-style-type: none"> 契約電流 (A)、契約容量 (kVA)、契約電力 (kW) に対応する基本料金と、使用電力量 (kWh) に対応する電力量料金を組み合わせて料金額を決定。 最も一般的。 	<p>(円) ↑</p> <p>電力量料金 (kWh) →</p> <p>基本料金</p>
季節別料金制	<ul style="list-style-type: none"> 電力量単価を夏季・その他季別に設定。 夏季需要の抑制効果を期待して、昭和54年3月の電気事業審議会料金制度部会中間報告を受けて昭和55年より導入。 	<p>(円/kWh) ↑</p> <p>基本料金 + <電力量料金単価></p> <p>その他季料金 夏季料金 その他季料金</p> <p>4月 7月 9月 3月 →</p>
3段階料金制	<ul style="list-style-type: none"> 原価の上昇傾向を背景として、高福祉社会の実現・省エネルギーの観点から料金額を決定。 第1段階：比較的低廉（生活必需） 第2段階：平均的 第3段階：割高 ※1974年3月の電気事業審議会料金制度部会中間報告を受けて同年6月より導入。 	<p>(円/kWh) ↑</p> <p>基本料金又は最低料金 + <電力量料金単価></p> <p>第1段階 低廉な料金 第2段階 平均的な料金 第3段階 割高な料金</p> <p>120kWh 300kWh →</p>

特定小売供給約款で定める事項の概要

- 特定小売供給約款については、適用区域、料金、燃料費調整制度に基づく基準平均燃料価格、換算係数及び基準調整単価のほか、電気の使用者の負担となる内容や実施期日などを定めるものとされている。

【参考】電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令（抜粋）

（特定小売供給約款において定めるべき事項）

第二十条 平成二十六年改正法附則第十八条第一項の特定小売供給約款は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 適用区域又は適用範囲
- 二 供給の種別
- 三 供給電圧及び周波数
- 四 料金、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号）第四十条第二項に規定する基準平均燃料価格及び換算係数並びに同条第四項に規定する基準調整単価
- 五 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項（電気の使用者の負担となるものについては、その金額又は金額の決定の方法）
- 六 前二号に掲げるもののほか、電気の使用者の負担となるものがある場合にあっては、その内容
- 七 契約の申込みの方法及び契約の解除に関する事項
- 八 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
- 九 供給の停止及び中止に関する事項
- 十 送電上の責任の分界
- 十一 電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に関し制限を設ける場合にあっては、その事項
- 十二 前各号に掲げるもののほか、電気の供給条件又はみなし小売電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項がある場合にあっては、その内容
- 十三 有効期間を定める場合にあっては、その期間
- 十四 実施期日

1. レートメーク・約款等の概要

2. 各事業者の申請内容

レートメーク・約款等に係る主な論点

【レートメーク】

- 【論点 1】レベニューキャップ（RC）制度の導入に伴う変動分を反映した規制料金の設定方法
 - 4事業者（北海道・東北・四国・沖縄）が確認対象（3事業者（東京・北陸・中国）は御説明済（第38回会合））
- 【論点 2】基本料金と電力量料金の設定方法
 - 5事業者（北海道・東京・北陸・四国・沖縄）は、基本料金を据え置き、電力量料金を値上げ
 - 2事業者（東北・中国）は、基本料金及び電力量料金とも値上げ
- 【論点 3】3段階料金の設定方法
 - 4事業者（北海道・東北・北陸・中国）は、1段料金の値上げ幅を抑制し、3段料金の値上げ幅を拡大
 - 3事業者（東京・四国・沖縄）は、一律に電力量単価を上乗せするため、1・2段格差率及び2・3段格差率とも縮小
- 【論点 4】季節別料金の見直し方法
 - 北陸電力は、これまで割高に設定してきた「夏季料金」を、「その他季料金」と同一の料金単価に見直し

【約款等】

- 【論点 5】需要家に対する電気料金改定の周知活動
- 【論点 6】需要家に対する供給条件の変更（電気料金改定以外）の周知活動

【論点1】RC制度の導入に伴う変動分を反映した規制料金の設定方法

- レベニュー・キヤップ（RC）制度の導入に伴う託送料金の変動について、「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 持続可能な電力システム構築小委員会」で2022年1月に取りまとめられた第三次中間取りまとめでは、「変動した託送料金を機械的に規制料金に当てはめることを基本とすることが適当」とされている。
- 下表のとおり、確認対象の4事業者とも、規制料金について、託送料金の変動分を概ね機械的に当てはめていることを確認した。

(注) 東京電力EP、北陸電力及び中国電力の3事業者は御説明済（第38回会合）。

【参考】規制料金の単価への反映方法（※家庭用モデル料金の場合）

	家庭用 モデル料金	区分	料金単価の増分（円、円/kWh）		反映方法
			託送料金（税込）	規制料金（税込）	
北海道電力	従量電灯B 30A 230kWh	基本料金	+99.00	+99.00	託送料金（電灯標準）の基本料金増分を反映
		電力量料金	+0.40	+0.40	託送料金（電灯標準）の電力量料金増分を反映
東北電力	従量電灯B 30A 260kWh	基本料金	+118.80	+118.80	託送料金（電灯標準）の基本料金増分を反映
		電力量料金	+0.33	+0.33	託送料金（電灯標準）の電力量料金増分を反映
四国電力	従量電灯A 260kWh	最低料金	+153.56	+153.56	託送料金（電灯標準）の基本料金増分と、最低料金で使用できる11kWh分の電力量料金増分（5.06円）を反映
		電力量料金	+0.46	+0.46	託送料金（電灯標準）の電力量料金増分を反映
沖縄電力	従量電灯 260kWh	最低料金	+86.00	+86.00	託送料金（電灯標準）の基本料金増分と、最低料金で使用できる10kWh分の電力量料金増分（18.9円）を反映
		電力量料金	+1.89	+1.89	託送料金（電灯標準）の電力量料金増分を反映

【参考】過去の審議会報告書（2022年1月）

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 持続可能な電力システム構築小委員会 第三次中間取りまとめ（抜粋）

I. 強靭な電力ネットワークの形成

（1）送配電網の強靭化とコスト効率化を両立する託送料金改革

（h）その他

⑤託送料金の変動を小売経過措置料金に機動的に反映する仕組みについて

（前略）

託送料金については、電力・ガス取引監視等委員会により、透明なプロセスを経た上で、厳格な査定が行われることになることから、みなし小売電気事業者による小売経過措置料金の変更届出にあたっては、変動した託送料金を機械的に小売経過措置料金に当てはめることを基本とすることが適当である。

（以下略）

【参考】規制料金の変動額の試算

- 確認対象の4事業者の規制料金について、託送料金の変動に伴う規制料金（1か月当たりの家庭用モデル料金）の変動額の試算値は以下のとおり。

	家庭用 モデル料金	規制料金① (申請料金)	規制料金② (RC補正後料金 ^(注1))	変動額 (変動率)
北海道電力	従量電灯B 30A 230kWh	11,509円	11,700円	+191円 (+1.7%)
東北電力	従量電灯B 30A 260kWh	11,282円	11,486円	+204円 (+1.81%)
四国電力	従量電灯A 260kWh	10,120円	10,388円	+268円 (+2.65%)
沖縄電力	従量電灯 260kWh	12,320円	12,775円	+455円 (+3.70%)

(注1)「規制料金①（申請料金）」は、各事業者の料金改定申請時点の規制料金（税込）を試算したもの。「規制料金②」は、2023年4月適用分のRC補正後料金（燃料補正影響を除く）である規制料金（税込）を試算したもの。ただし、いずれの規制料金からも、電気・ガス激変緩和対策事業による値引き額は除外。

(注2) いずれの規制料金も、各々の時点で適用される燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び口座振替割引額が含まれた規制料金を試算したもの。

【参考】特定小売供給約款の変更内容

- 下表のとおり、各事業者は、特定小売供給約款料金（規制料金）について、託送料金の変動分を概ね機械的に当てはめている。

【参考】規制料金の単価への反映方法（※家庭用モデル料金の場合）

	家庭用 モデル料金	区分	料金単価の増分（円、円/kWh）		反映方法
			託送料金	規制料金	
東京電力 EP	従量電灯B 30A 260kWh	基本料金	+27.72	+27.72	託送料金（電灯標準）の基本料金増分を反映
		電力量料金	+0.03 (+0.03)	+0.03 (+0.03)	託送料金（電灯標準）の電力量料金増分を反映
中部電力 MZ	従量電灯B 30A 260kWh	基本料金	+33.00	+33.00	託送料金（電灯標準）の基本料金増分を反映
		電力量料金	+0.29	+0.29	託送料金（電灯標準）の電力量料金増分を反映
北陸電力	従量電灯B 30A 230kWh	基本料金	+181.50	+181.50	託送料金（電灯標準）の基本料金増分を反映
		電力量料金	+0.38	+0.38	託送料金（電灯標準）の電力量料金増分を反映
関西電力	従量電灯A 260kWh	最低料金	+92.40	+92.40	託送料金（電灯標準）の基本料金増分と、最低料金で使用できる15kWh分の電力量料金増分（0円）を反映
		電力量料金	—	—	改定なし
中国電力	従量電灯A 260kWh	最低料金	+205.20	+205.20	託送料金（電灯標準）の基本料金増分と、最低料金で使用できる15kWh分の電力量料金増分（10.5円）を反映
		電力量料金	+0.70	+0.70	託送料金（電灯標準）の電力量料金増分を反映
九州電力	従量電灯B 30A 250kWh	基本料金	+57.72	+57.72	託送料金（電灯標準）の基本料金増分を反映
		電力量料金	+0.74 (0.00)	+0.74 (0.00)	託送料金（電灯標準）の電力量料金増分を反映

※東京電力EP及び九州電力の電力量料金の単価増分のうち、カッコ書きの箇所は、賠償負担金等に伴う託送料金の見直し分に伴う増分。

【参考】1か月当たりの電気料金の変動額の試算（※家庭用モデル料金の場合）

- 各事業者の規制料金について、託送料金の変動等に伴う「家庭用モデル料金の1か月当たりの変動額」の試算値は以下のとおり。

	家庭用 モデル料金	旧料金	新料金	変動額 (変動率)
東京電力EP	従量電灯B 30A 260kWh	7,306円	7,342円	+36円 (+0.49%)
中部電力MZ	従量電灯B 30A 260kWh	7,369円	7,478円	+109円 (+1.48%)
北陸電力	従量電灯B 30A 230kWh	4,792円	5,061円	+269円 (+5.61%)
関西電力	従量電灯A 260kWh	5,677円	5,769円	+92円 (+1.62%)
中国電力	従量電灯A 260kWh	6,209円	6,586円	+377円 (+6.07%)
九州電力	従量電灯B 30A 250kWh	5,526円	5,771円	+245円 (+4.43%)

※ 2023年4月適用の燃料費調整額、2023年4月適用の離島ユニバーサルサービス調整額、消費税等相当額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、口座振替割引額を含む。
※ 電気・ガス激変緩和対策事業による値引き額を含む。

【参考】「機械的な当てはめ」について

- 託送料金メニューは、契約種別ごとに、概ね基本料金と電力量料金が存在しており、規制料金メニューと類似した構成となっている。
- ただし、契約種別の体系や契約単位は、規制料金メニューと完全には一致しないため、「機械的な当てはめ」では、例えば、以下のような換算等を行っている。

【例】北陸電力における「機械的な当てはめ」（※主な従量電灯メニューの場合）

託送料金（北陸電力送配電）			
契約種別		単位	増分（円）
電灯標準接続送電サービス	実量契約	1kW	+71.50
	SB・主開閉器契約	1kVA	+60.50
	SB契約（5A）	1契約	+30.25
	SB契約（15A）	1契約	+90.75
	電力量料金	1kWh	+0.38

当てはめ

特定小売供給約款料金（北陸電力）			
契約種別		単位	増分（円）
従量電灯A	最低料金（～8kWh）	1契約	+33.29
	電力量料金（8kWh超過分）	1kWh	+0.38
従量電灯B	10A	1契約	+60.50
	15A	1契約	+90.75
	20A	1契約	+121.00
	30A	1契約	+181.50
	40A	1契約	+242.00
	50A	1契約	+302.50
	60A	1契約	+363.00
	～120kWh	1kWh	+0.38
電力量料金	121～300kWh	1kWh	+0.38
	300kWh超過	1kWh	+0.38

<当てはめの考え方>

- 基本料金は、大宗の契約がブレーカー等の容量に基づくため、「SB・主開閉器契約」を採用し、+60.50円/10Aで機械的に当てはめ。
- 電力量料金は、0.38円/kWhで機械的に当てはめ。
- 従量電灯Aの最低料金は、基本料金（5A）と電力量料金（8kWh）の合計値で当てはめ。

$$\begin{aligned}
 \text{単価増分} &= \text{基本料金分} (30.25\text{円}/5\text{A}) + \\
 &\quad \text{電力量料金分} (0.38\text{円}/\text{kWh} \times 8\text{kWh} = 3.04\text{円}) \\
 &= 33.29\text{円}
 \end{aligned}$$

【参考】補正を反映した規制料金との比較①－1

- 各事業者における規制料金の1か月当たりの家庭用モデル料金（各事業者の公表使用量）について、①現行料金、②申請料金に加え、③燃料補正後料金（直近の燃料価格などを踏まえた補正に伴う変動分を反映した料金）及び④RC補正後料金（③に加えてRC制度の導入に伴う変動分を反映した料金）を試算して、比較した結果は以下のとおり。

	家庭用 モデル料金	区分	現行料金 ①	申請料金 ②	燃料補正後料金 ③	RC補正後料金 ④	差額 (③－②)	差額 (④－③)
北海道電力	従量電灯B 30A 230kWh	基本料金	1,023円	1,023円	1,023円	1,122円	－	+99円
		電力量料金	7,046円	9,693円	9,168円	9,260円	▲525円	+92円
		その他	793円	793円	793円	793円	－	－
		合計 [変動率]	8,862円	11,509円	10,984円	11,175円	▲525円 [▲4.6%]	+191円 [+1.7%]
東北電力	従量電灯B 30A 260kWh	基本料金	990円	1,155円	1,155円	1,274円	－	119円
		電力量料金	6,678円	9,230円	8,536円	8,622円	▲694円	86円
		その他	897円	897円	897円	897円	－	－
		合計 [変動率]	8,565円	11,282円	10,588円	10,793円	▲694円 [▲6.2%]	205円 [+1.8%]
東京電力 EP	従量電灯B 30A 260kWh	基本料金	858円	858円	858円	886円	－	+ 28円
		電力量料金	7,427円	9,982円	8,929円	8,932円	▲ 1,053円	+ 3円
		その他	842円	897円	897円	897円	－	－
		合計 [変動率]	9,126円	11,737円	10,684円	10,714円	▲ 1,053円 [▲9.0%]	+ 30円 [+0.3%]

(注1)「現行料金①」と「申請料金②」は、各事業者の値上げ申請時点の規制料金（税込）を記載したもの。「燃料補正後料金③」と「RC補正後料金④」は、2023年4月適用分の規制料金（税込）を試算したもの。ただし、いずれの規制料金からも、電気・ガス激変緩和対策事業による値引き額は除外している。

(注2)「申請料金②」は、各事業者ともレベニューキャップ制度の導入に伴う変動分が含まれていない規制料金を記載したもの。

(注3)「電力量料金」は、各々の時点で適用される燃料費調整額及び離島ユニバーサルサービス調整額が含まれた規制料金を記載又は試算したもの。

(注4)「その他」は、各々の時点で適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金及び口座振替割引額を記載又は試算したもの。ただし、東京電力EPは「申請料金②」「燃料補正後料金③」および「RC補正後料金④」には、口座振替割引額を含まない。

(注5)「合計」の変動率は、申請料金②に対する変動率を記載したもの。端数処理の関係で、合計が合わない場合がある。

【参考】補正を反映した規制料金との比較①－2

	家庭用 モデル料金	区分	現行料金 ①	申請料金 ②	燃料補正後料金 ③	RC補正後料金 ④	差額 (③－②)	差額 (④－③)
北陸電力	従量電灯B 30A 230kWh	基本料金	726円	726円	726円	908円	－	182円
		電力量料金	4,938円	7,579円	7,638円	7,725円	58円	87円
		その他	738円	793円	793円	793円	－	－
		合計 [変動率]	6,402円	9,098円	9,156円	9,425円	58円 [+0.6%]	269円 [+3.0%]
中国電力	従量電灯A 260kWh	最低料金	384円	497円	493円	698円	▲4円	+ 205円
		電力量料金	6,803円	9,034円	8,974円	9,146円	▲60円	+ 172円
		その他	842円	897円	897円	897円	－	－
		合計 [変動率]	8,029円	10,428円	10,364円	10,741円	▲64円 [▲0.6%]	+ 377円 [+3.6%]
四国電力	従量電灯A 260kWh	最低料金	439円	532円	525円	679円	▲7円	+ 154円
		電力量料金	6,634円	8,746円	8,728円	8,842円	▲18円	+ 114円
		その他	842円	842円	842円	842円	－	－
		合計 [変動率]	7,915円	10,120円	10,095円	10,363円	▲25円 [▲0.2%]	+ 268円 [+2.6%]
沖縄電力	従量電灯 260kWh	最低料金	442円	576円	567円	649円	▲9円	82円
		電力量料金	7,508円	10,847円	10,615円	10,987円	▲232円	372円
		その他	897円	897円	897円	897円	－	－
		合計 [変動率]	8,847円	12,320円	12,079円	12,533円	▲241円 [▲2.0%]	454円 [+3.7%]

(注1)「現行料金①」と「申請料金②」は、各事業者の値上げ申請時点の規制料金（税込）を記載したもの。「燃料補正後料金③」と「RC補正後料金④」は、2023年4月適用分の規制料金（税込）を試算したもの。ただし、いずれの規制料金からも、電気・ガス激変緩和対策事業による値引き額は除外している。

(注2)「申請料金②」は、各事業者ともレベルキヤップ制度の導入に伴う変動分が含まれていない規制料金を記載したもの。

(注3)「電力量料金」は、各々の時点で適用される燃料費調整額及び離島ユニークサービス調整額が含まれた規制料金を記載又は試算したもの。

(注4)「その他」は、各々の時点で適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金及び口座振替割引額を記載又は試算したもの。ただし、北陸電力及び中国電力は「申請料金②」「燃料補正後料金③」および「RC補正後料金④」には、口座振替割引額を含まない。

(注5)「合計」の変動率は、申請料金②に対する変動率を記載したもの。端数処理の関係で、合計が合わない場合がある。

【参考】補正を反映した規制料金との比較②－1

- 各事業者における規制料金の1か月当たりの家庭用モデル料金（400kWh／月）について、
①現行料金、②申請料金に加え、③燃料補正後料金（直近の燃料価格などを踏まえた補正に伴う変動分を反映した料金）、④RC補正後料金（③に加えてレベニューキャップ制度の導入に伴う変動分を反映した料金）を試算して、比較した結果は以下のとおり。

	家庭用 モデル料金	区分	現行料金 ①	申請料金 ②	燃料補正後料金 ③	RC補正後料金 ④	差額 (③－②)	差額 (④－③)
北海道電力	従量電灯B 30A 400kWh	基本料金	1,023円	1,023円	1,023円	1,122円	－	+99円
		電力量料金	13,259円	18,052円	17,076円	17,236円	▲976円	+160円
		その他	1,380円	1,380円	1,380円	1,380円	－	－
		合計 [変動率]	15,662円	20,455円	19,479円	19,738円	▲976円 [▲4.8%]	+259円 [+1.3%]
東北電力	従量電灯B 30A 400kWh	基本料金	990円	1,155円	1,155円	1,274円	－	119円
		電力量料金	11,105円	15,066円	14,060円	14,192円	▲1,006円	132円
		その他	1,380円	1,380円	1,380円	1,380円	－	－
		合計 [変動率]	13,475円	17,601円	16,595円	16,846円	▲1,006円 [▲5.7%]	251円 [+1.4%]
東京電力 EP	従量電灯B 30A 400kWh	基本料金	858円	858円	858円	886円	－	+ 28円
		電力量料金	12,261円	16,193円	14,573円	14,577円	▲ 1,620円	+ 4円
		その他	1,325円	1,380円	1,380円	1,380円	－	－
		合計 [変動率]	14,444円	18,431円	16,811円	16,842円	▲ 1,620円 [▲8.8%]	+ 31円 [+0.2%]

(注1)「現行料金①」と「申請料金②」は、各事業者の値上げ申請時点の規制料金（税込）を記載したもの。「燃料補正後料金③」と「RC補正後料金④」は、2023年4月適用分の規制料金（税込）を試算したもの。ただし、いずれの規制料金からも、電気・ガス激変緩和対策事業による値引き額は除外している。

(注2)「申請料金②」は、各事業者ともレベニューキャップ制度の導入に伴う変動分が含まれていない規制料金を記載したもの。

(注3)「電力量料金」は、各々の時点で適用される燃料費調整額及び離島ユーバーサルサービス調整額が含まれた規制料金を記載又は試算したもの。

(注4)「その他」は、各々の時点で適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金及び口座振替割引額を記載又は試算したもの。ただし、東京電力EPは「申請料金②」「燃料補正後料金③」および「RC補正後料金④」には、口座振替割引額を含まない。

(注5)「合計」の変動率は、申請料金②に対する変動率を記載したもの。端数処理の関係で、合計が合わない場合がある。

【参考】補正を反映した規制料金との比較②－2

	家庭用 モデル料金	区分	現行料金 ①	申請料金 ②	燃料補正後料金 ③	RC補正後料金 ④	差額 (③－②)	差額 (④－③)
北陸電力	従量電灯B 30A 400kWh	基本料金	726円	726円	726円	908円	－	182円
		電力量料金	9,104円	14,052円	14,162円	14,314円	110円	152円
		その他	1,325円	1,380円	1,380円	1,380円	－	－
		合計 [変動率]	11,155円	16,158円	16,268円	16,601円	110円 [+0.7%]	333円 [+2.1%]
中国電力	従量電灯A 400kWh	最低料金	384円	497円	493円	698円	▲4円	+205円
		電力量料金	11,303円	15,082円	14,987円	15,257円	▲95円	+270円
		その他	1,325円	1,380円	1,380円	1,380円	－	－
		合計 [変動率]	13,012円	16,959円	16,860円	17,335円	▲99円 [▲0.6%]	+475円 [+2.8%]
四国電力	従量電灯A 400kWh	最低料金	439円	532円	525円	679円	▲7円	+154円
		電力量料金	11,120円	14,419円	14,392円	14,571円	▲27円	+179円
		その他	1,325円	1,325円	1,325円	1,325円	－	－
		合計 [変動率]	12,884円	16,276円	16,242円	16,575円	▲34円 [▲0.2%]	+333円 [+2.0%]
沖縄電力	従量電灯 400kWh	最低料金	442円	576円	567円	649円	▲9円	82円
		電力量料金	12,252円	17,462円	17,099円	17,680円	▲363円	581円
		その他	1,380円	1,380円	1,380円	1,380円	－	－
		合計 [変動率]	14,074円	19,418円	19,046円	19,709円	▲372円 [▲1.9%]	663円 [+3.4%]

(注1)「現行料金①」と「申請料金②」は、各事業者の値上げ申請時点の規制料金（税込）を記載したもの。「燃料補正後料金③」と「RC補正後料金④」は、2023年4月適用分の規制料金（税込）を試算したもの。ただし、いずれの規制料金からも、電気・ガス激変緩和対策事業による値引き額は除外している。

(注2)「申請料金②」は、各事業者ともレベルキヤップ制度の導入に伴う変動分が含まれていない規制料金を記載したもの。

(注3)「電力量料金」は、各々の時点で適用される燃料費調整額及び離島ユニークサービス調整額が含まれた規制料金を記載又は試算したもの。

(注4)「その他」は、各々の時点で適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金及び口座振替割引額を記載又は試算したもの。ただし、北陸電力及び中国電力は「申請料金②」「燃料補正後料金③」および「RC補正後料金④」には、口座振替割引額を含まない。

(注5)「合計」の変動率は、申請料金②に対する変動率を記載したもの。端数処理の関係で、合計が合わない場合がある。

【論点2】基本料金と電力量料金の設定方法

- **5事業者**（北海道・東京・北陸・四国・沖縄）は、今回の料金改定申請の主たる要因が燃料費の高騰（可変費の増加）にあることから、基本料金を据え置き、電力量料金を値上げ（RC制度の導入に伴う変動分の影響は除く）することとしている。
- **2事業者**（東北・中国）は、固定費相当について、基本料金での負担部分を一定程度増やすことが安定供給につながるため、基本料金及び電力量料金とも値上げ（RC制度の導入に伴う変動分の影響は除く）することとしている。
- 料金算定規則では、基本料金で回収する固定費の割合などの規定は無いため、各事業者が実情を踏まえて料金設定を行っているが、今回の料金改定申請の主たる要因が燃料費の高騰であることから、基本料金を据え置き、電力量料金を値上げすることは合理性があると考えられる。
- 一方で、自然変動電源の拡大を進めつつ安定供給を実現していくために、これまで以上に基本料金での負担割合を増やしていくことが必要であることなどから、基本料金及び電力量料金とも値上げすることは合理性が無いとは言えないが、今回の料金改定申請の主たる要因が燃料費の高騰であることを踏まえると、基本料金は据え置くべき（RC制度の導入に伴う変動分の影響は除く）と考えるがどうか。

【参考】基本料金の見直し①

- 東北電力・中国電力によれば、以下の理由により、基本料金を値上げする方向性を示している。

東北電力（主に家庭用に適用される従量電灯Bなど二部料金制の料金メニューが対象）

- 法的分離により、一般送配電事業者へ託送料金の実支払いが発生しており、小売事業者としては、託送料金支払後の電気料金から発電・販売に係るコストを賄って事業運営を行っていくため、従前以上に、固定／可変といった費用の性質に応じた電気料金の設定を意識し、費用構造（原価構造）と一定程度整合を図る必要がある。
- また、エネルギー基本計画等に基づき自然変動電源の拡大を進めつつ安定供給を実現していくためには、バックアップ電源の機能を果たす火力発電等を引き続き一定程度維持していく必要がある。このためには、稼働率が低下していく火力発電設備を中長期的に確保していくことが必要だが、販売電力量の減少傾向が継続する中では、固定費相当分については、これまで以上に基本料金でご負担いただく割合を増やしていくことが必要と考えており、これらの観点を踏まえ、今回は、電力量料金単価だけではなく、基本料金単価の値上げをお願いすることとした。

10Aあたりの基本料金 (従量電灯B)	現行単価	申請単価	差※()内は改定率	(参考) 申請単価 ※RC導入影響を含む
	330.00 円	385.00 円	+ 55.00 円 (+17%)	424.60円

中国電力（主に商店、事務所に適用される従量電灯Bなど二部料金制の料金メニューが対象）

- 固定費は、使用電力量の多寡にかかわらず発生する費用という性質を踏まえると、基本料金でご負担いただくことが原則と考える。
- しかしながら、現行の基本料金では固定費の6割程度しかご負担いただいているのが実態。
- 今後、安定供給やカーボンニュートラル推進のための電源投資などに伴い固定費が増加する中、省エネ・節電の推進などにより使用電力量の減少が想定されており、今後電力量料金により、安定的に固定費を確保し続けることは難しい状況。
- そのため、今回基本料金についても値上げさせていただくこととした。

1kVAあたりの基本料金
(従量電灯B)

現行単価	申請単価	差 ※()内は改定率	(参考) 申請単価 ※RC導入影響を含む
407.00 円	429.00 円	+ 22.00 円 (+5%)	453.90円

(基本料金による固定費の回収率)

収入(基本料金) / 原価(固定費)
58%

【参考】基本料金の見直し②

- 各事業者の規制部門原価（補正後総原価）合計に占める固定費等の割合及び各事業者の平均的なモデル料金に占める基本料金の割合は、以下のとおり。

(注) 中国電力の基本料金の見直しは、家庭用が適用される平均的なモデル料金①②は対象外（前頁参照）

	北海道電力	東北電力	東京電力EP	北陸電力	中国電力	四国電力	沖縄電力
規制部門原価合計 (a)	1,672億円	3,369億円	11,865億円	611億円	1,418億円	796億円	841億円
うち固定費等 (b)	635億円	972億円	3,527億円	251億円	454億円	310億円	219億円
割合 (b/a)	38.0%	28.9%	29.7%	41.1%	32.0%	39.0%	26.0%
平均的なモデル料金①(c)	9,439円／月	8,996円／月	8,925円／月	7,846円／月	8,948円／月	8,606円／月	10,556円／月
うち基本料金 (d)	1,020円／月	1,158円／月	805円／月	825円／月	635円／月	617円／月	589円／月
割合 (d/c)	10.8%	12.9%	9.0%	10.5%	7.1%	7.2%	5.6%
平均的なモデル料金②(e)	16,689円／月	14,060円／月	14,057円／月	13,837円／月	14,503円／月	13,814円／月	16,629円／月
うち基本料金 (f)	1,020円／月	1,158円／月	805円／月	825円／月	635円／月	617円／月	589円／月
割合 (f/e)	6.1%	8.2%	5.7%	6.0%	4.4%	4.5%	3.5%

【記載注意】

- 「規制部門原価合計」は、3ヶ年平均をしたもの。
- 「うち固定費等」は、規制部門原価合計の内の固定費、需要家費及び送配電関連費のうちの基本料金相当を合計したもの。
- 「平均的なモデル料金①」は、以下の前提で試算したもの。北海道電力・東北電力・東京電力EP・北陸電力は二部料金制、中国電力・四国電力・沖縄電力は最低料金制を採用。
北海道電力：従量電灯B・30A・230kWh/月、東京電力EP：従量電灯B・30A・260kWh/月、東北電力：従量電灯B・30A・260kWh/月
北陸電力：従量電灯B・30A・230kWh/月、中国電力：従量電灯A・260kWh/月、四国電力：従量電灯A・260kWh/月、沖縄電力：従量電灯・260kWh/月
- 「うち基本料金」は、二部料金制の場合は基本料金相当を、最低料金制の場合は使用量が0 kWhの場合でも支払う必要のある最低額相当を記載したもの。
- 「平均的なモデル料金②」は、各事業者とも400kWh/月を前提に試算したもの。
- 平均的なモデル料金①②とも、消費税等及び再エネ賦課金を含んでいない。

【論点3】3段階料金の設定方法

- 3段階料金は、1974年、高福祉社会の実現や省エネルギーの推進という経済社会の基本的要請に、総括原価主義の枠内で対応を図るという観点から導入された。現行の規制料金も3段階料金となっており、月に120kWhまでの使用量については、ナショナルミニマムに基づく低廉な料金水準になっており、概ね300kWhまでの使用量については、ほぼ平均費用に対する料金となっている。
- 4事業者**（北海道・東北・北陸・中国）は、3段階一律に電力量単価を上乗せすることに比べ、第1段料金の値上げ幅を抑制（料金が割安）し、第3段料金の値上げ幅を拡大（料金が割高）している。ただし、北海道電力及び東北電力は、現行料金との比較では1・2段格差が縮小している。
- 3事業者**（東京・四国・沖縄）は、一律に電力量単価を上乗せしているため、1・2段格差率及び2・3段格差率とも縮小している。
- 各事業者とも、3段階料金が維持されているところ、今回の料金改定申請の主たる要因が燃料費の高騰であることから、3段階一律に電力量単価を上乗せすべきと考えるがどうか。

(円/kWh)

	北海道電力		東北電力		東京電力EP		北陸電力		中国電力		四国電力		沖縄電力	
改定年度	現行	補正後	現行	補正後	現行	補正後	現行	補正後	現行	補正後	現行	補正後	現行	補正後
第1段	27.63	36.74	22.05	29.33	25.01	30.80	19.61	30.43	23.95	31.86	22.92	31.79	26.93	40.85
第2段	33.92	44.11	28.80	36.45	31.61	37.40	23.50	37.03	30.63	41.43	29.54	38.41	32.47	46.39
第3段	37.64	48.08	32.75	41.12	35.70	41.49	25.21	39.97	32.75	44.54	33.05	41.92	34.45	48.37
1・2段格差	0.81	0.83	0.77	0.80	0.79	0.82	0.83	0.82	0.78	0.77	0.78	0.83	0.83	0.88
2・3段格差	1.11	1.09	1.14	1.13	1.13	1.11	1.07	1.08	1.07	1.08	1.12	1.09	1.06	1.04

(注1)「現行」は2023年4月適用分の電気料金で試算。「補正後」は補正後総原価を基に試算。税込み単価（再エネ賦課金は除く）

(注2) 1・2段格差及び2・3段格差は、第2段を「1」とした指数。

【参考】3段階料金の設定の考え方①

- 各事業者によれば、3段階料金の設定に関する考え方は以下のとおり。

北海道電力

- 値上げの主要因（需給関係費の大幅な増加）を踏まえると、電力量料金を一律で値上げする方法が考えられる一方で、昨今の燃料費高騰等により電気料金負担が急増している状況に鑑み、毎日の生活に必要不可欠な電気のご使用量に相当する第1段階料金の値上げ幅を抑制した。

東北電力

- 今回の値上げの主要因が燃料費の高騰であるため、電力量料金については一律に値上げをお願いすることが基本と考えているが、ナショナルミニマム・省エネ推進の観点から設定されている3段階料金の趣旨に鑑み、一律単価を上乗せするのではなく、一定の格差を設けて値上げ幅を設定した。
- ただし、現行の格差を維持しようとすれば、第一段階の使用量に対して燃料費の増加相当をご負担いただけない水準となることから、現行料金よりも一定程度格差は縮小した。

東京電力

- 今回の値上げ申請は、燃料価格の高騰等を受けての見直しであることを踏まえ、3段階一律の値上げ幅とした。

北陸電力

- 第1段階料金の値上げ幅を抑制し、生活に必要不可欠な電気の使用への影響の軽減を図った。
- 節電・省エネ推進の観点から、第3段階料金の値上げ幅を大きく設定した。
- 以上の観点を踏まえ、「1・2段格差」および「2・3段格差」ともに現行料金と比べて拡大を図った。

中国電力

- 第2段階料金の値上げ幅と比較し、生活に必需的な電気のご使用量に相当する第1段階の値上げ幅を小さく設定し、省エネルギーの推進の観点から第3段階の値上げ幅を大きく設定した。

【参考】3段階料金の設定の考え方②

- 各事業者によれば、3段階料金の設定に関する考え方は以下のとおり。

四国電力

- 今回の料金値上げは、燃料費調整額の算定に適用する燃料価格が上限を超過し、電気料金に反映されない燃料費が大幅に増加していることが主因であり、燃料費をはじめとする可変費の増加をお客さまに公平にご負担いただく観点から、各段階とも同じ値上げ幅とした。

沖縄電力

- 今回の値上げに関しては、燃料費の上昇が主たる要因となっていることから、各段階の電力量料金単価に、同一単価を一律に上乗せしておりますが、各段階の単価差は据え置かれており、料金の性格は維持されていると考えております。

【参考】過去の料金審査における3段階料金の設定

- 3段階料金について、過去の料金審査で、申請時の2・3段階格差率を拡大した事例（査定）は以下のとおり。

（参考）2012年度以降の料金審査においては、**査定のメリットをより多くの家庭が享受できるよう、現行料金からの2段階料金の引き上げ幅をより小さくすべき**との観点から、申請時の2・3段階格差率を拡大し、以下のとおりとした。

東京電力	(申請時) 1 : 1. 15	→ (査定結果) 1 : 1. 155
関西電力	(申請時) 1 : 1. 13	→ (査定結果) 1 : 1. 14
九州電力	(申請時) 1 : 1. 12	→ (査定結果) 1 : 1. 13
東北電力	(申請時) 1 : 1. 13	→ (査定結果) 1 : 1. 16
四国電力	(申請時) 1 : 1. 12	→ (査定結果) 1 : 1. 13
北海道電力	(申請時) 1 : 1. 12	→ (査定結果) 1 : 1. 13
中部電力	(申請時) 1 : 1. 11	→ (査定結果) 1 : 1. 12

【参考】過去の査定方針（H26・中部電力）

＜査定結果＞

1. 今回の査定によるメリットを、より多くの家庭が享受できるよう、2段階料金の引き下げ幅をより大きくすべきである。その際、電気の低利用者の負担増に配慮し、2段階と3段階の格差率について、申請は1:1.11となっているところ1:1.12とする。

【参考】過去の審議会報告書（2019年4月）

電力・ガス取引監視等委員会 電気の経過措置料金に関する専門会合 とりまとめ（抜粋）

（4）三段階料金について

- 三段階料金は、1974 年、高福祉社会の実現や省エネルギーの推進という経済社会の基本的要請に、総括原価主義の枠内で対応を図るという観点から導入された。現行の経過措置料金も三段階料金となっており、月に120kWh までの使用量についてはナショナルミニマムに基づく低廉な料金水準になっており、概ね300kWh までの使用量についてはほぼ平均費用に対する料金となっている。
- 本専門会合に出席したみなし小売電気事業者である関西電力、東京電力及び北陸電力からはいずれも、（既存顧客は大事にしたいと考えている等の理由から）仮に経過措置規制が解除された後においても、三段階料金を当面維持するとの方針の表明があった。したがって、経過措置料金規制に関する指定、指定解除の判断に当たっては、各供給区域において、三段階料金に関するみなし小売電気事業者の方針を踏まえて、需要家への影響その他競争への影響を適切に考慮し、追加的な施策の要否についても適切に判断する必要がある。
- ただし、（1）に述べたとおり、競争の進展によって、市場メカニズムによる規律が期待できる状況においては、（相当の激変緩和がとられるなどを前提にすれば）本来は、政策的見地に基づく料金制度の必要性・妥当性については慎重（抑制的）に検討されることが、資源配分の効率性を確保する観点から望ましい。仮に、福祉その他の政策的見地から必要な施策がある場合には、受益（又は起因）と負担との関係も踏まえつつ、電気料金の引き下げ以外のより直接的な手段で行われる選択肢も考慮されるべきである。
- 加えて、現行の三段階料金についても、所得の多寡、家族数の大小、自家発電設備保有の有無等を問わず、一定の使用量までは抑制された料金となっていることが前述の目的との関係で合理的なものか否かに疑問を指摘する意見があり、中長期的に料金体系の中で存続し続けることが真に妥当であるか将来的に検証が必要である。

【論点4】季節別料金の見直し方法

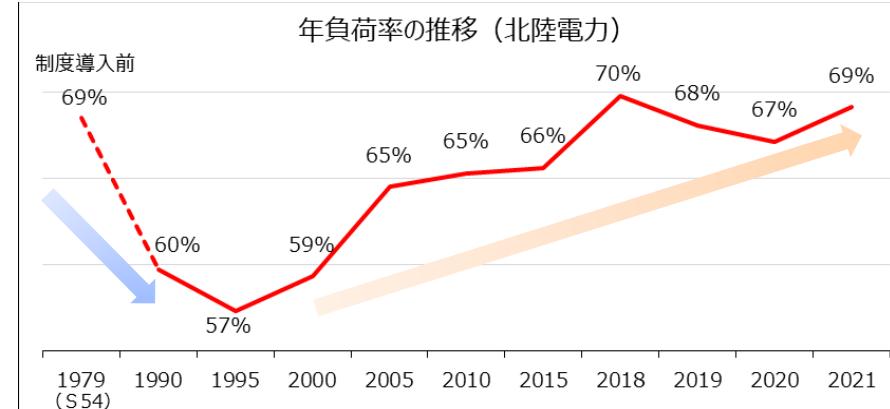
- 北陸電力によれば、季節別料金を導入する背景となった年負荷率が改善したことを理由に、これまで割高に設定してきた「夏季料金」を、「その他季料金」と同一の料金単価に見直しを行っている。
- 季節別料金制度は、料金制度面からも価格誘導効果を通じて、夏季ピークを抑制するために導入されたものであり、北陸電力が季節別料金の見直しを行うことの理由に合理性があると考えられる。
- これを踏まえて、北陸電力の申請どおり認めることとしてはどうか。なお、制度導入当時から冬季ピークである北海道電力は季節別料金を設定しておらず、その他の5事業者は、引き続き、季節別料金を設定している。

北陸電力（主に小規模な工場、商店に適用される低圧電力などの料金メニューが対象）

- 多様な電気機器や太陽光発電が普及した結果、近年では年負荷率※が季節別料金制度導入前の水準まで回復し、夏季需要の先鋭化が弱まってきております。

※年負荷率は「1年における平均電力（年間平均値）÷夏季最大電力」で算出。
(平均電力と夏季最大電力の差が縮小すると、年負荷率は上昇)

- 夏季以外の時期でも需要抑制が重要と考えていることから、デマンドレスポンスや節電・省エネ推進活動を進めていくことにより、需給状況に応じて柔軟な需要抑制を図っていきたいと考えております。



【参考】1979年3月電気事業審議会料金制度部会中間報告（抜粋）

III 季節別・時間帯別料金制度の導入

（問題の所在）

＜中略＞

しかしながら、我が国の電力需給は、需給面における夏季ピークの先鋭化、供給面における電源立地難、公害規制の強化等の制約条件の増大により、夏季ピーク時に極めて逼迫する傾向にあり、かかる傾向は、今後なお長期的に継続・増大する可能性が強いと予測される。また、夏季ピークの先鋭化は電力供給設備の年間負荷率（稼働率）を年々低下させ、電気料金原価を上昇させる要因の一つとなっている。かかる傾向に対処するためには、実態面において電源立地の促進、省電力施策の拡充、夏季ピーク抑制策の強化等に最大の努力が払われるべきことは言うまでもないが、料金制度面からも価格誘導効果を通じて、夏季ピークの抑制を志向する必要があり、このため季節別・時間帯別料金制度の検討が求められている。

（結論）

（1）夏季ピーク時の需給緩和のために料金制度の面からも対策を講じるべきである。（略）

（2）なお、以上のような料金制度面の対応とともに実態面における需給対策の推進の観点から各種の省電力、省エネルギー関連技術の開発、代替エネルギーの活用、あるいは夏季休暇の設定等の国民生活慣行の改善等も併せて推進することが望まれる。

【論点5】需要家に対する電気料金改定の周知活動①

- 自社ホームページ内に特設サイトを開設したり、問い合わせ専用ダイヤルを設けるなどにより、需要家に対する電気料金改定の周知（次ページを参照）を実施していることを確認した。

	北海道電力	東北電力	東京電力EP	北陸電力	中国電力	四国電力	沖縄電力
①自社ホームページ内で特設サイトを開設している。	○	○	○	○	○	○	○
②各家庭に料金改定のお知らせを文書又は電子メールで通知している。	○	○	△	○	○	○	○
③消費者団体又は自治体等への説明を実施している。	○ 消費者団体45 自治体等772	○ 消費者団体19 自治体等283	○ 消費者団体27 自治体等261	○ 消費者団体40 自治体等101	○ 消費者団体472 自治体等173	○ 消費者団体11 自治体等95	○ 消費者団体3 自治体等34
④問い合わせ専用ダイヤルを設けている。	○	○	○	○	○	○	○
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> 消費者団体や自治体等には個別に訪問して説明のうえ、求めに応じて説明会を実施(③) 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者団体や自治体等には個別に訪問して説明のうえ、求めに応じて説明会を実施(③) 	<ul style="list-style-type: none"> 各家庭へお知らせ文書を送付予定(②) 消費者団体や自治体等には個別に訪問して説明のうえ、求めに応じて説明会を実施(③) 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者団体や自治体等には個別に訪問して説明のうえ、求めに応じて説明会を実施(③) 新聞広告による周知 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者団体や自治体等には個別に訪問して説明のうえ、求めに応じて説明会を実施(③) 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者団体や自治体等には個別に訪問して説明のうえ、求めに応じて説明会を実施(③) 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者団体や自治体等には個別に訪問して説明のうえ、求めに応じて説明会を実施予定(③) 新聞広告による周知を予定

(注) ○ : 実施している、△ : 今後実施予定、- : 実施しない

(出典) 各事業者からの回答を事務局で整理

【論点5】需要家に対する電気料金改定の周知活動②

- 需要家に対して、電気料金値上げを申請するに至った経緯、申請内容及び電気料金影響額、経営効率化への取組等の説明を実施していることを確認した。

	北海道電力	東北電力	東京電力EP	北陸電力	中国電力	四国電力	沖縄電力
①電気料金改定を申請するに至った経緯	○	○	○	○	○	○	○
②電気料金改定の申請内容及び電気料金影響額	○	○	○	○	○	○	○
③経営効率化への取組	○	○	○	○	○	○	○
④電気を効率良く使用するための節電・省エネ方法	○	○	○	○ 需要家から 節電術を募集 ・公表	○	○	○
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国による電気料金の激変緩和措置について周知 ・ 値上げ影響額をシミュレーションできるページを用意 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 値上げ影響額をシミュレーションできるページを用意 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気料金影響額をご試算いただけるコンテンツを用意 	<ul style="list-style-type: none"> ・ エコキューや太陽光発電導入による節電・省エネ促進の周知 ・ 電気料金影響額シミュレーションの提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料費等調整制度の見直し内容について掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国による電気料金の激変緩和措置について周知 ・ 電気料金値上げ影響額シミュレーションの提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の契約メニューと他のメニューが比較ができるシミュレーションを準備

(注) ○ : 実施している、△ : 今後実施予定、- : 実施しない

(出典) 各事業者からの回答を事務局で整理

供給条件の変更（電気料金改定以外）

- 今回、改定申請が行われた特定小売供給約款について、各事業者の業務方針、近年の情勢等の変化及び制度・法令変更への対応等を踏まえ、料金以外の供給条件も、様々な変更が盛り込まれている。
- 各事業者の供給条件の変更内容は、需要家に対する影響度合いは様々であるが、いずれについても、条件を満たした全ての需要家に対して平等に適用されるものであり、不平等であるとまでは言えないと考えられる。
- また、①各事業者の供給条件の変更内容及び②各事業者が供給条件の変更に関して行っている需要家に対する周知活動の内容について、次ページ以降に整理した。

主な供給条件の変更内容等

- 各事業者の主な供給条件の変更として、以下が挙げられる。（詳細は次ページ以降を参照）
 - ・電気使用量の通知の書面発行の有料化
 - ・契約振込票の書面発行の有料化
 - ・口座振替割引の廃止
 - ・力率割引・割増の廃止
 - ・使用制限・中止時の割引の廃止
 - ・料金未納等による供給停止期間中の減額制の廃止
 - ・延滞利息加算上限の廃止
 - ・前受金等の廃止
 - ・電化厨房住宅割引の廃止
 - ・一括前払割引の廃止
 - ・料金の窓口払いの廃止
 - ・再エネ賦課金単価及び燃料費調整単価の事務所掲示の廃止

各供給条件の変更内容等①－1

- 主な供給条件の変更のうち、電気使用量の通知の書面発行の有料化については以下のとおり。

変更内容	電気使用量の通知の書面発行の有料化
概要	電気料金の請求金額及び電気使用量の通知について、書面での通知を希望する需要家から、書面発行に伴う費用相当額（110円（税込））を申し受ける。 対象事業者：北海道電力（2024年2月実施）、北陸電力（2024年4月実施）
需要家への影響	一定の需要家が書面発行に伴う費用相当額（110円（税込））を負担することになる。

各供給条件の変更内容等①－2

- 主な供給条件の変更のうち、電気使用量の通知の書面発行の有料化については以下のとおり。

需要家へのメリット等
(事業者からの回答)

北海道電力 :

- ・Webによる通知を利用いただくことで、ペーパーレスによる環境配慮の促進に加え、お客さまへのサービスの向上（※1）につながるものと考えています。
- ・また、受益者負担として書面発行に係る費用を申し受けすることは、費用に応じたお客さま間の公平性向上に寄与するほか、コスト削減効果を電気料金へ還元することで、将来にわたりお客さま全体のメリットにつながるものと考えています。
- ・対象となるお客さまには、十分な周知期間を設けるとともに、事前に変更内容と代替手段をご説明することにより、丁寧に周知（※2）を進めています。
- ・なお、本見直しによる增收見込み額は約2.6億円であり、電気料金の低減に寄与しています。

※1：毎月の電気使用量や電気料金の請求金額をWebでいつでも見ることができることに加え、同じ料金プランに加入されているお客さまの平均的な使用量との比較や、電気使用量を月別・日別・時間別で把握して、省エネに役立てることが可能です。

また、当社の会員制Webサービスでポイントを貯めることができ、貯めたポイントは、提携先ポイントへの移行や商品との交換等ご利用いただけます。

※2：具体的には、対象となるお客さまへのダイレクトメール送付、戸別に配付するチラシ、当社ホームページの充実化、あらゆる機会による対面でのご説明、コールセンター（フリーダイヤル）でのご説明等により丁寧な周知に努めています。

Web環境のないお客さまについては、コールセンターへのお問い合わせ等、電気料金の請求額等をお知らせする手段をご案内します。

各供給条件の変更内容等①－3

- 主な供給条件の変更のうち、電気使用量の通知の書面発行の有料化については以下のとおり。

北陸電力 :

- ・約3.7億円分の原価低減に寄与します。
 - － 書面発行手数料分の控除収益の増加（約1.9億円）
 - － 有料化による書面発行希望者の減少見込みに伴う書面発行費用の減少（約1.8億円）
- ・現状では、書面発行を希望しないお客さまにも書面発行に係る費用をご負担いただいているところ、書面発行を希望するお客さまに、その費用をご負担いただくことで、書面発行を希望せずペーパーレス化にご協力いただいたお客さまの電気料金負担を低減することができ、公平性を確保できます。
- ・書面でなく携帯電話（メールやスマホアプリ）やパソコン等によりご確認をしていただくことで、以下のメリットがあります。
 - － 無料で場所・時間を問わず、使用量や電気料金等を確認できます。
 - － 前年実績や類似家庭（モデル）との比較、また、過去の月分実績や30分毎のご使用実績等、書面に比べて省エネ・節電に役立つ詳細な情報を確認できます。
 - － 他にも、ポイント付与等の各種サービスを受けることができます。
- ・ペーパーレス化による環境負荷低減に貢献することができます。

（お客さまにご理解いただくための当社の取り組み）

- ・有料化の実施時期を2024年4月とし、実施までの間に、携帯電話等による簡易かつ無料での確認が可能である旨を、各種媒体を通じて周知・推奨します。
- ・携帯電話やパソコン等をお持ちでないお客さまは、当社コールセンターへ連絡（フリーダイヤル・無料）いただければ使用量や電気料金等を回答します。
- ・スマートフォン等からのご確認方法がわからない方には対面で説明します。
- ・ご契約開始直後の2か月間は書面発行手数料を無料とし、携帯電話やパソコン等によるお知らせを選択いただくための期間を確保します。

需要家へのメリット等

(事業者からの回答)

各供給条件の変更内容等②－1

- 主な供給条件の変更のうち、契約振込票の書面発行の有料化については以下のとおり。

変更内容	契約振込票の書面発行の有料化
概要	<p>電気料金の支払に関する契約振込票について、書面での通知を希望する需要家から、書面発行に伴う費用相当額（220円（税込））を申し受ける。</p> <p>対象事業者：北海道電力（2024年2月実施）、北陸電力（2024年4月実施）</p>
需要家への影響	<p>一定の需要家が書面発行に伴う費用相当額（220円（税込））を負担することになる。</p>
需要家へのメリット等 (事業者からの回答)	<p>北海道電力：</p> <ul style="list-style-type: none">・口座振替またはクレジットカード支払いを推奨することにより、キャッシュレスとペーパーレスによる環境配慮の促進に加え、<u>お客さまの毎月の支払にかかる負担が軽減されるものと考えています。</u>・また、受益者負担として書面発行および振込票の取扱いに係る費用を申し受けすることは、費用に応じたお客さま間の公平性向上に寄与するほか、コスト削減効果を電気料金へ還元することで、将来にわたりお客さま全体のメリットにつながるものと考えています。・対象となるお客さまには、<u>十分な周知期間を設けるとともに、事前に変更内容と代替手段をご説明することで、丁寧に周知</u>（※1）を進めていきます。・なお、本見直しによる<u>增收見込み額は約6.2億円であり、電気料金の低減に寄与しています。</u> <p>※1：具体的には、対象となるお客さまへのダイレクトメール送付、戸別に配付するチラシ、当社ホームページの充実化、あらゆる機会による対面でのご説明、コールセンター（フリーダイヤル）でのご説明等により丁寧な周知に努めています。</p>

各供給条件の変更内容等②－2

- 主な供給条件の変更のうち、契約振込票の書面発行の有料化については以下のとおり。

需要家へのメリット等
(事業者からの回答)

北陸電力 :

- ・約1.4億円分の原価低減に寄与します。
　　- 書面発行手数料分の控除収益の増加
- ・現状では、契約振込票による支払いを希望しないお客さまにも書面発行に係る費用をご負担いただいているところ、書面発行を希望するお客さまに、その費用をご負担いただくことで、口座振替やクレジット支払いを選択し、ペーパーレス化にご協力いただいたお客さまの電気料金負担を低減することができ、公平性を確保できます。
- ・口座振替やクレジット支払いを選択された場合、支払い忘れの防止につながるとともに、金融機関やコンビニエンスストア等へ出向く必要がなくなります。
- ・ペーパーレス化による環境負荷低減に貢献することができます。

(お客さまにご理解いただくための当社の取り組み)

- ・有料化の実施時期を2024年4月とし、実施までの間に、書面発行手数料がかからない口座振替やクレジット支払いへの移行について、各種媒体を通じて周知・推奨します。
- ・ご契約開始直後の2か月間は書面発行手数料を無料とし、口座振替やクレジット支払いへの移行手続期間を確保します。

各供給条件の変更内容等③－1

- 主な供給条件の変更のうち、口座振替割引の廃止については以下のとおり。

変更内容	口座振替割引の廃止
概要	<p>一部の料金メニューについて、電気料金の支払方法が口座振替の場合で、かつ、初回の振替日に電気料金の支払いがなされた場合、翌月の電気料金から55円（税込）の割引をする措置を行っていたが、これを廃止する。</p> <p>対象事業者：東京電力EP（2024年10月実施）、北陸電力（2024年4月実施）、中国電力</p>
需要家への影響	一定の需要家に対して適用されていた割引措置が不適用となる。
需要家へのメリット等 (事業者からの回答)	<p>東京電力EP： ・本制度の廃止によって見込まれる増収は、今般の料金見直しに伴う値上げ幅抑制の原資となります。また、業務運営の効率化による費用低減は、同様に今般の料金見直しに伴う値上げ幅抑制の原資となります（なお、当社の低圧自由料金には導入しておりません。）。</p> <p>北陸電力： ・約1.2億円分の値上げ幅抑制に寄与します。 ・口座振替割引があるにもかかわらず、口座振替の比率が減少し、クレジット支払いの比率が増えている現状を踏まえ、口座振替のみを優遇する本割引を廃止することで、電気料金の引き下げにつなげるとともに、クレジット支払いの選択もしやすくなります。 ・なお、クレジット支払いを選択された場合は、ポイント付与のメリットも想定されます。</p> <p>（お客さまにご理解いただくための当社の取り組み） ・実施時期を2024年4月とし、実施までの間に、当該変更について、各種媒体を通じて周知・説明します。</p>

各供給条件の変更内容等③－2

- 主な供給条件の変更のうち、口座振替割引の廃止については以下のとおり。

需要家へのメリット等
(事業者からの回答)

中国電力 :

・口座振替割引は、振込用紙によるお支払いから口座振替への移行を図るために設定したものですが、昨今、口座振替に加えてクレジットカード払いやスマートフォンによる決済など、支払方法が多様化しています。これまで口座振替のお客さまだけに適用されていた口座振替割引相当額を料金の引き下げとして還元することから、全てのお客さまの料金が均霑して引き下げられ、料金負担の軽減につながります。
・また、支払方法による料金格差の解消により、お客さま間の公平性が確保されます。なお、将来的な費用削減効果が見込まれ、更なる料金負担の軽減につながると考えております。

各供給条件の変更内容等④－1

- 主な供給条件の変更のうち、力率割引・割増の廃止については以下のとおり。

変更内容	力率割引・割増の廃止
概要	<p>一部の料金メニューについて、電気の使用効率を評価する制度として、力率85%を上回る場合は基本料金を5%割引し、85%を下回る場合は基本料金を5%割増しする力率割引・割増制度を導入していたが、これを廃止する。</p> <p>対象事業者：北海道電力（2025年4月実施）、東京電力EP（2024年10月実施）、北陸電力（2024年4月実施）、中国電力</p>
需要家への影響	一定の需要家に対して適用されていた割引等の措置が不適用となる。
需要家へのメリット等 (事業者からの回答)	<p>北海道電力：</p> <ul style="list-style-type: none">・電気機器の取替時などにおいて当該割引等の適用に係る申込が不要になることで<u>手続きが簡素化</u>されるものと考えています。・また、<u>当該割引等を電気料金に反映させるための業務処理やシステム機能の簡素化等</u>により効率化を図ることで、<u>コスト削減効果を電気料金へ還元</u>することは、将来にわたりお客さま全体のメリットにつながるものと考えています。・なお、本見直しによる<u>増収分は料金単価の低減に反映</u>しております。 <p>東京電力EP：</p> <ul style="list-style-type: none">・割増しの適用を受けている方は、割増しの適用を受けなくなるメリットがあります。割引きの適用を受けている方は、低圧電力、臨時電力においては、<u>基本料金単価を割引き後水準として負担が生じない</u>ようにしております（なお、当社の低圧自由料金には導入しておりません。）。

各供給条件の変更内容等④－2

- 主な供給条件の変更のうち、力率割引・割増の廃止については以下のとおり。

需要家へのメリット等

(事業者からの回答)

北陸電力 :

- ・高効率機器の普及等を背景に、低圧託送制度においては「力率割引・割増」が設定されていないことを踏まえ、小売契約においてお客さまに力率割引・割増を実施する理由を説明することが難しくなっており、力率割引・割増を廃止することで、料金制度のわかりやすさ向上と、お客さま間の公平性を確保できます。
- ・力率割増のお客さまには負担減となります。
- ・お客さまにお願いしていた、当社への負荷設備の仕様書提出や機器確認のための現地立合いが不要となります。

(お客さまにご理解いただくための当社の取り組み)

- ・実施時期を2024年4月とし、実施までの間に、当該変更について、各種媒体を通じて周知・説明します。

中国電力 :

- ・力率割引・割増し制度の廃止にあたっては、あらかじめ割引を織り込んだ基本料金を設定することとしたため、この割引制度の廃止によって、お客さまの料金負担は増加しません。

各供給条件の変更内容等⑤－1

- 主な供給条件の変更のうち、使用制限・中止時の割引の廃止については以下のとおり。

変更内容	使用制限・中止時の割引の廃止
概要	<p>自然災害に伴う送配電設備の故障や設備保全工事等による停電など、一般送配電事業者の都合により需要家の電気の使用が制限または中止される場合に、その1日につき基本料金等を4%割引していたが、これを廃止する。</p> <p>対象事業者：北海道電力（2025年4月実施）、東京電力EP、中国電力</p>
需要家への影響	一定の需要家に対して適用されていた割引措置が不適用となる。
需要家へのメリット等 (事業者からの回答)	<p>北海道電力： ・これまで割引対象となっていた特定のお客さまだけではなく、<u>すべてのお客さま</u>に対して割引原資を配分できるものと考えています。 ・また、<u>当該割引を電気料金に反映させるための業務処理やシステム機能の簡素化等</u>により効率化を図ることで、<u>コスト削減効果を電気料金へ還元</u>することは、将来にわたりお客さま全体のメリットにつながるものと考えています。</p> <p>東京電力EP： ・<u>本制度の廃止</u>によって見込まれる増収は、今般の料金見直しに伴う値上げ幅抑制の原資となります。 また、<u>業務運営の効率化による費用低減</u>は、同様に今般の料金見直しに伴う値上げ幅抑制の原資となります（なお、当社の低圧自由料金には導入しておりません。）。</p>

各供給条件の変更内容等⑤－2

- 主な供給条件の変更のうち、使用制限・中止時の割引の廃止については以下のとおり。

需要家へのメリット等
(事業者からの回答)

中国電力 :

- ・これまで対象のお客さまだけに適用されていた制限中止割引相当額を料金の引き下げとして還元するところから、全てのお客さまの料金が均霑して引き下げられ、料金負担の軽減につながります。
- ・なお、将来的な費用削減効果が見込まれ、更なる料金負担の軽減につながると考えています。
- ・また、制限中止割引は、当社の自由料金では既に廃止していることから、規制料金と自由料金の供給条件の公平性および整合性が確保できます。

各供給条件の変更内容等⑥

- 主な供給条件の変更のうち、料金未納等による供給停止期間中の減額制の廃止については以下のとおり。

変更内容	料金未納等による供給停止期間中の減額制の廃止
概要	<p>原因者が特定される供給停止（特定の需要家の電気料金の未納を理由とした供給停止等）があった場合、当該停止期間中については基本料金の減額等をする措置を行っていたが、これを廃止する。</p> <p>対象事業者：北陸電力（2024年4月実施）</p>
需要家への影響	<p>一定の需要家に対して適用されていた減額措置が不適用となる。</p>
需要家へのメリット等 (事業者からの回答)	<p>北陸電力：</p> <ul style="list-style-type: none">・料金減額がなくなる結果、<u>一定程度の値上げ幅抑制に寄与します。</u>・<u>支払期日までに支払うお客さまと、期日経過後に支払うお客さまとの公平性の確保につながります。</u> <p>（お客さまにご理解いただくための当社の取り組み）</p> <ul style="list-style-type: none">・実施時期を2024年4月とし、実施までの間に、当該変更について、各種媒体を通じて周知・説明します。

各供給条件の変更内容等⑦

- 主な供給条件の変更のうち、延滞利息加算上限の廃止については以下のとおり。

変更内容	延滞利息加算上限の廃止
概要	<p>電気料金が支払期日を経過しても支払われない場合に発生する延滞利息について、当面の経過措置として上限額（未納電気料金の3%相当額）を設定していたが、これを廃止する。</p> <p>対象事業者：北陸電力（2024年4月実施）、中国電力</p>
需要家への影響	<p>一定の需要家に対して、上限額（未納電気料金の3%相当額）を超えて延滞利息が発生し得る。</p>
需要家へのメリット等 (事業者からの回答)	<p>北陸電力： ・延滞利息上限がなくなる結果、<u>一定程度の値上げ幅抑制に寄与します。</u> ・<u>支払期日までに支払うお客さまと、期日経過後に支払うお客さまとの公平性の確保につながります。</u></p> <p>（お客さまにご理解いただくための当社の取り組み） ・実施時期を2024年4月とし、実施までの間に、当該変更について、各種媒体を通じて周知・説明します。</p> <p>中国電力： ・早遅取料金制度廃止に伴う経過措置として導入した供給条件であり、導入から6年経過していることを踏まえ、廃止するものです。なお、<u>早期料金支払いのインセンティブとなるため、将来的な費用削減効果が見込まれ、お客さまの料金負担の軽減につながると考えています。</u></p>

各供給条件の変更内容等⑧

- 主な供給条件の変更のうち、前受金等の廃止については以下のとおり。

変更内容	前受金等の廃止
概要	<p>需要家から前受金、前払金及び予納金を申し受けることを廃止する。 対象事業者：北海道電力、東京電力EP ※東京電力EPについては「保証金」を申し受けることも廃止する。</p>
需要家への影響	<p>需要家の事業者に対する前受金等の受け渡しがなされなくなる。 なお、各対象事業者において、近年適用事例は確認できないとのことである。</p>
需要家へのメリット等 (事業者からの回答)	<p>北海道電力 : ・電気の使用開始前にあらかじめ電気料金をご用意いただくことや、支払のために来所いただくこと等のお客さまの手間がなくなるものと考えています。 ・また、業務処理の簡素化を図ることで、コスト削減効果を電気料金へ還元することは、将来にわたりお客様全体のメリットにつながるものと考えています。 ・なお、近年では適用事例はないことから、お客様にデメリットは生じないものと考えています。</p> <p>東京電力EP : ・適用例がないことから、お客様メリットはないがデメリットもないと考えています（なお、当社の低圧自由料金には導入しておりません。）。</p>

各供給条件の変更内容等⑨

- 主な供給条件の変更のうち、電化厨房住宅割引の廃止については以下のとおり。

変更内容	電化厨房住宅割引の廃止
概要	<p>一部の料金メニューについて、需要家が定格電圧200VのIHクッキングヒーター等を使用している場合に、毎月の電気料金から3%の割引（毎月の割引上限額は550円）していたが、これを廃止する。</p> <p>対象事業者：東京電力EP（2024年10月実施）</p>
需要家への影響	一定の需要家に対して適用されていた割引措置が不適用となる。
需要家へのメリット等 (事業者からの回答)	<p>東京電力EP：</p> <p>・本制度の廃止によって見込まれる增收は、今般の料金見直しに伴う値上げ幅抑制の原資となります。また、業務運営の効率化による費用低減は、同様に今般の料金見直しに伴う値上げ幅抑制の原資となります（なお、当社の低圧自由料金には導入しておりません。）。</p>

各供給条件の変更内容等⑩

- 主な供給条件の変更のうち、一括前払割引の廃止については以下のとおり。

変更内容	一括前払割引の廃止
概要	一部の料金メニューについて、口座振替により半年間又は1年間分の電気料金を一括して前払いした場合に、電気料金の割引をしていたが、これを廃止する。 対象事業者：東京電力EP（2023年6月に新規適用を廃止し、2024年10月以降に契約満了を迎える需要家から順次廃止）
需要家への影響	一定の需要家に対して適用されていた割引措置が不適用となる。
需要家へのメリット等 (事業者からの回答)	東京電力EP： ・本制度の廃止によって見込まれる増収は、今般の料金見直しに伴う値上げ幅抑制の原資となります。また、業務運営の効率化による費用低減は、同様に今般の料金見直しに伴う値上げ幅抑制の原資となります（なお、当社の低圧自由料金には導入しておりません。）。

各供給条件の変更内容等⑪－1

- 主な供給条件の変更のうち、料金の窓口払いの廃止については以下のとおり。

変更内容	料金の窓口払いの廃止
概要	事務所窓口における電気料金等の収納業務を廃止する。 対象事業者：北海道電力、東北電力、東京電力EP、北陸電力、四国電力
需要家への影響	事務所窓口において電気料金等を支払うことができなくなる。
需要家へのメリット等 (事業者からの回答)	北海道電力： ・決済手段の拡充をはかってきたことにより、コンビニ払い等、 <u>お客さまにとってよりお近くで便利に支払いできる環境構築に寄与</u> しているものと考えています。 ・また、業務処理や各種設備等の効率化を図り、 <u>コスト削減効果を電気料金へ還元</u> することは、将来にわたりお客さま全体のメリットにつながるものと考えています。 ・なお、近年では当社窓口以外でのお支払いが定着し、窓口支払いの実績はありません。 東北電力： ・これまで事業所の統廃合を通じて効率化に努めてきたところ、今後も第一線組織の販売業務・間接業務の運営体制見直しにより <u>人員効率化</u> に努めていきます。そうした取組みのなかで、 <u>電気料金の窓口支払いに係る業務の取扱いを見直し、効率化に努めることで全体的なコスト削減につながるほか、見直した業務量について、新料金プラン・サービスの開発を通じてお客さまに還元したい</u> と考えています。

各供給条件の変更内容等⑪－2

- 主な供給条件の変更のうち、料金の窓口払いの廃止については以下のとおり。

需要家へのメリット等
(事業者からの回答)

東京電力EP :

・支払い方法の多様化に応える体制整備を背景に、料金の収納業務を行う窓口（1箇所）で収納した件数はないことから、お客さまメリットはないがデメリットもないと考えています（なお、当社の低圧自由料金には導入しておりません。）。

北陸電力 :

・至近（5年間）において、当社窓口での支払い実績はありません。
・なお、金融機関に加え、24時間営業のコンビニエンスストアやドラッグストア等、当社窓口以外での電気料金の支払いが定着しております。

四国電力 :

・当社窓口での電気料金収納を終了することに伴う事務コストの削減により、中長期的な電気料金の低減に寄与するものと考えています。
・なお、従来の支払方法（振込用紙・口座振替・クレジットカード）に加え、コンビニエンスストアの端末機を利用した店頭決済サービスを導入しており、振込用紙を持っていないお客さまも当社窓口以外でお支払いができる環境を整えていることから、影響は限定的と考えています。

各供給条件の変更内容等⑫－1

- 主な供給条件の変更のうち、再エネ賦課金単価及び燃料費調整単価の事務所掲示の廃止については以下のとおり。

変更内容	再エネ賦課金単価及び燃料費調整単価の事務所掲示の廃止
概要	再エネ賦課金単価及び燃料費調整単価について、事務所における掲示を廃止する。 対象事業者：全事業者
需要家への影響	事務所において再エネ賦課金単価及び燃料費調整単価に係る掲示内容を閲覧することができなくなる。
需要家へのメリット等 (事業者からの回答)	<p>北海道電力 :</p> <ul style="list-style-type: none">・当社ウェブサイト等でのお知らせ内容を充実化させ、場所・時間を問わずに確認が可能となっている点は、<u>お客さまの利便性向上に寄与しているものと考えています。</u>・なお、<u>お客さまが事務所に来所され、単価について説明の要望があった場合には、引き続き対面で丁寧にご説明をしていきます。</u> <p>東北電力 :</p> <ul style="list-style-type: none">・これまで事業所の統廃合を通じて効率化に努めてきたところ、今後も第一線組織の販売業務・間接業務の運営体制見直しにより人員効率化に努めています。そうした取組みのなかで、<u>店頭掲示に係る業務の取扱いを見直し、効率化に努めることで全体的なコスト削減につながるほか、見直した業務量について、新料金プラン・サービスの開発を通じてお客さまに還元したいと考えています。</u>

各供給条件の変更内容等⑫－2

- 主な供給条件の変更のうち、再エネ賦課金単価及び燃料費調整単価の事務所掲示の廃止については以下のとおり。

需要家へのメリット等
(事業者からの回答)

東京電力EP :

・インターネットの普及に加え、あらかじめ検針票などにより月々の再エネ賦課金単価および燃料費調整単価をお知らせしているため、お客さまメリットはないがデメリットもないと考えています（なお、当社の低圧自由料金には導入しておりません。）。

北陸電力 :

・再エネ賦課金単価及び燃料費調整単価を閲覧する目的で、事業所窓口へ来社される事例はありません。
・なお、当社ＨＰ上でも毎月掲示しております、いつでも閲覧が可能となっております。
・また、コールセンターへご連絡（フリーダイヤル・無料）いただければ、再エネ賦課金単価および燃料費調整単価を回答します。

中国電力 :

・再エネ賦課金単価及び燃料費調整単価はホームページ等により広く公開しており、利便性は高いです。なお、将来的には掲示にかかる費用削減効果が見込まれ、お客さまの料金負担の軽減につながると考えています。

各供給条件の変更内容等⑫－3

- 主な供給条件の変更のうち、再エネ賦課金単価及び燃料費調整単価の事務所掲示の廃止については以下のとおり。

需要家へのメリット等
(事業者からの回答)

四国電力 :

- ・事務所掲示の廃止に伴う事務コストの削減及び紙資源の節約により、中長期的な電気料金の低減及び環境負荷の低減に寄与するものと考えています。
- ・また、再エネ賦課金単価及び燃料費調整単価をインターネット上のウェブサイトに掲載することにより、即時にかつ広範囲に周知できることから影響は限定的と考えています。
- ・なお、上記とは別に、検針票や会員制Webサービス等を活用し両単価を印字して個別に周知しています。

沖縄電力 :

- ・お支払方法の多様化等により窓口への来店機会が殆どなくなっていることに加え、当社HPや検針票においても再エネ賦課金単価等を掲載していることから、事務所掲示により確認するお客さまは極めて限定的と考えていますが、仮に事務所へ確認に来られたお客さまに対しても個別に対応することで、お客さまサービスの低下は発生しないものと考えています。
- ・廃止により業務効率化することでコスト削減を図り、電気料金の低減に資すると考えています。

その他の供給条件の変更内容

- その他の供給条件の変更として、内容の性質上、需要家の利益に対して影響が及ぶことが原則として想定されないものや、現在適用事例が確認できないものなどがあり、例として以下が挙げられる。
- 以下の変更内容のほか、各事業者において、既存の運用の明確化に関する変更や電気料金の支払い等に関する細則的な変更、その他付随的な変更なども存在する。

変更内容	概要
契約期間（年度単位に変更）	契約期間を年度単位に見直す。 対象事業者：北海道電力、東北電力、四国電力、沖縄電力
保証金預託時の利息の廃止	需要家が電気料金を支払期日を経過してなお支払わなかった場合等に申し受けがある保証金について、保証金預託時における利息は不発生とする。 対象事業者：北海道電力、東京電力EP、北陸電力、沖縄電力 (ただし、現在適用事例なし)
共同住宅特例の廃止	約款上、別の契約ができないような共同住宅のケース（下宿及び寄宿舎等）において、需要家の共同住宅における料金算定に係る取扱いを廃止する。 対象事業者：沖縄電力（ただし、現在適用事例なし）
法的分離対応（託送供給等約款の規定を考慮・参照して行った変更を含む）	小売部門及び託送供給部門の法的分離並びに託送供給等約款の規定を考慮・参照して、既存規定の見直しをする。 対象事業者：東北電力、東京電力EP、北陸電力、四国電力、沖縄電力
制度・法令名等の改正対応	制度・法令の改正等（配電事業のライセンス制の新設、指定区域供給制度の新設、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の法令名の変更等）に伴い、既存規定の見直しをする。 対象事業者：北海道電力、東北電力、四国電力、沖縄電力

(出典) 各事業者からの回答を事務局で整理

【論点6】需要家に対する供給条件の変更（電気料金改定以外）の周知活動

- 自社ホームページ内において供給条件の説明をしたり、問い合わせ専用ダイヤルを設ける等の情報媒体を活用することで、需要家に対する供給条件の変更の周知を実施していることを確認した。

	北海道電力	東北電力	東京電力EP	北陸電力	中国電力	四国電力	沖縄電力
①自社ホームページ内で供給条件の変更内容を説明している。	○	○	○	○	○	○	○
②供給条件の変更のお知らせを文書又は電子メールで通知している。	○ 紙面の都合から 自社HPへ誘導	○ 紙面の都合から 自社HPへ誘導	△	○	○ 紙面の都合から 自社HPへ誘導	○ 紙面の都合から 自社HPへ誘導	○ 紙面の都合から 自社HPへ誘導
③消費者団体又は自治体等への説明を実施している。	○ 消費者団体45 自治体等772	△	○ 消費者団体27 自治体等261	○ 消費者団体40 自治体等101	○ 消費者団体472 自治体等173	○ 消費者団体11 自治体等95	○ 消費者団体3 自治体等34
④問い合わせ専用ダイヤルを設けている。	○	○	○	○	○	○	○
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> 消費者団体や自治体等には個別に訪問して説明のうえ、求めに応じて説明会を実施（③） 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者団体や自治体等には個別に訪問して説明のうえ、求めに応じて説明会を実施予定（③） 東北電力補足：実質的にお客様に影響がない変更の為個別説明未実施。今後値上内容と併せて説明予定 	<ul style="list-style-type: none"> 各家庭へお知らせ文書を送付予定（②） 消費者団体や自治体等には個別に訪問して説明のうえ、求めに応じて説明会を実施（③） 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者団体や自治体等には個別に訪問して説明のうえ、求めに応じて説明会を実施予定（③） 			

(注) ○：実施している、△：今後実施予定、-：実施しない

(出典) 各事業者からの回答を事務局で整理

【参考】北海道電力の特定小売供給約款メニュー（低圧・補正後総原価ベース）

名称	定額電灯 (電灯料金)	従量電灯					
		(従量電灯A)	(従量電灯B)	(従量電灯C)			
適用範囲	電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量が400キロボルトアンペア以下であるもの	電灯または小型機器を使用する需要最大電流が5アンペア以下、かつ、定額電灯が適用できない場合	電灯または小型機器を使用する需要契約電流が10アンペア以上60アンペア以下 低压電力と組み合わせる場合、契約電流と契約電力との合計が50キロワット未満	電灯または小型機器を使用する需要契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則50キロボルトアンペア未満 低压電力と組み合わせる場合、契約容量と契約電力との合計が50キロワット未満			
区分		申請単価	申請単価	申請単価	申請単価		申請単価
料金	基本料金 (円/月)	(1契約) 93.50 (最初の9kWhまで)	415.80 (30Aの場合)	1,122.00 (1kVA)	374.00		
	電力量料金 (円/kWh)	10Wまで 141.90 (上記超過1kWhごと) 20Wまで 266.20 40Wまで 514.80 60Wまで 763.40 100Wまで 1,260.60 上記超過50Wごと 630.30	36.74 (120kWhまで) (280kWhまで) (280kWh超過)	36.74 (120kWhまで) 44.11 (280kWhまで) 48.08 (280kWh超過)	36.74 44.11 48.08		
	備考			最低月額料金 415.80			

名称	臨時電灯 (臨時電灯A)	公衆街路灯 (公衆街路灯A:電灯料金)	低圧電力	臨時電力 (従量制供給の場合)	農事用電力
適用範囲	電灯または小型機器を使用する需要 契約使用期間が1年未満の需要 総容量が3キロボルトアンペア以下	公衆のために設置された電灯または 小型機器 総容量が1キロボルトアンペア未満	動力を使用する需要 契約電力が原則50キロワット未満 従量電灯と組み合わせる場合、契約 電流または契約容量と契約電力の 合計が50キロワット未満	動力を使用する需要 契約使用期間が1年未満の需要 契約電力が原則50キロワット未満	農事用のかんがい排水のために 動力を使用する需要 契約電力が原則50キロワット未満
区分	申請単価	申請単価	申請単価	申請単価	申請単価
料金	基本料金 (円/月)	(1契約) 82.50 (1kWにつき)	1,343.10 (1kWにつき)	低圧電力 の20%増し (1kWにつき)	782.10
	電力量料金 (円/kWh)	50VAまで 18.43 100VAまで 36.85 500VAまでの100VAごと 36.85 1kVAまで 368.50 3kVAまでの1kVAごと 368.50 10Wまで 127.60 (1kWhにつき) 20Wまで 239.80 40Wまで 463.10 60Wまで 687.50 100Wまで 1,134.10 上記超過50Wごと 567.60	30.39 (1kWhにつき)	36.47 (1kWhにつき)	27.74
	備考	単位は、1契約1日につき			

(注)料金には消費税等相当額を含みます。

【参考】東北電力の特定小売供給約款メニュー（低圧・補正後総原価ベース）

名称	定額電灯 (電灯料金)	従量電灯					
		(従量電灯A)	(従量電灯B)	(従量電灯C)			
適用範囲	電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量が400キロボルトアンペア以下であるもの	電灯または小型機器を使用する需要最大電流が5アンペア以下、かつ、定額電灯が適用できない場合	電灯または小型機器を使用する需要契約電流が10アンペア以上60アンペア以下 低压電力と組み合わせる場合、契約電流と契約電力との合計が50キロワット未満	電灯または小型機器を使用する需要契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則50キロボルトアンペア未満 低压電力と組み合わせる場合、契約容量と契約電力との合計が50キロワット未満			
区分		申請単価	申請単価	申請単価	申請単価	申請単価	申請単価
料金	基本料金(円/月) 電力量料金(円/kWh)	(1契約) 10Wまで 20Wまで 40Wまで 60Wまで 100Wまで 上記超過100Wごと	60.50 121.91 223.96 428.16 632.40 1,040.75 1,040.75	(最初の7kWhまで) (上記超過1kWhごと) 29.33 (300kWhまで) (300kWh超過)	(30Aの場合) 29.33 (120kWhまで) (300kWhまで) 41.12 最低月額料金	1,273.80 29.33 36.45 41.12 387.01	(1kVA) 29.33 36.45 41.12
備考							

名称	臨時電灯 (臨時電灯A)	公衆街路灯 (公衆街路灯A:電灯料金)	低圧電力	臨時電力 (従量制供給の場合)	農事用電力 (農事用電力A)			
適用範囲	電灯または小型機器を使用する需要 契約使用期間が1年未満の需要 総容量が3キロボルトアンペア以下	公衆のために設置された電灯または 小型機器 総容量が1キロボルトアンペア未満	動力を使用する需要 契約電力が原則50キロワット未満 従量電灯と組み合わせる場合、契約 電流または契約容量と契約電力の 合計が50キロワット未満	動力を使用する需要 契約使用期間が1年未満の需要 契約電力が原則50キロワット未満	農事用のかんがい排水のために 動力を使用する需要 契約電力が原則50キロワット未満			
区分	申請単価	申請単価	申請単価	申請単価	申請単価			
料金	基本料金(円/月) 電力量料金(円/kWh)	(1契約) 50VAまで 100VAまで 500VAまでの100VAごと 1kVAまで 3kVAまでの1kVAごと	55.00 12.01 24.01 24.01 240.30 240.30	(1kWにつき) 10Wまで 20Wまで 40Wまで 60Wまで 100Wまで 上記超過100Wごと	1,359.19 114.93 212.19 406.82 601.49 990.70 990.70	低圧電力 の20%増し (1kWにつき) 夏季 その他季 夏季 その他季 夏季 その他季 夏季 その他季	(1kWにつき) 27.21 25.76 30.51 28.78 30.51 28.78 夏季 その他季 夏季 その他季 夏季 その他季	721.19 23.12 22.04
備考	単位は、1契約1日につき		夏季:7月から9月 その他季:10月から翌年6月	夏季:7月から9月 その他季:10月から翌年6月	夏季:7月から9月 その他季:10月から翌年6月	夏季:7月から9月 その他季:10月から翌年6月		

(注)料金には消費税等相当額を含みます。

【参考】東京電力EPの特定小売供給約款メニュー（低圧・補正後総原価ベース）

名称	定額電灯 (電灯料金)	従量電灯					
		(従量電灯A)	(従量電灯B)	(従量電灯C)			
適用範囲	電灯または小型機器を使用する需要 総容量が400ボルトアンペア以下	電灯または小型機器を使用する需要 最大電流が5アンペア以下 定額電灯を適用できないこと	電灯または小型機器を使用する需要 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下 低圧電力とあわせて契約する場合、契約電 流と契約電力との合計が50キロワット未満	電灯または小型機器を使用する需要 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、 かつ、原則50キロボルトアンペア未満 低圧電力とあわせて契約する場合、契約容 量と契約電力との合計が50キロワット未満			
区分		申請単価	申請単価	申請単価	申請単価		
料金(円)	需要家料金 (1契約につき) 10Wまで 10Wをこえ20Wまで 20Wをこえ40Wまで 40Wをこえ60Wまで 60Wをこえ100Wまで 上記超過100Wまでごと	55.00 169.95 290.40 531.30 772.20 1,254.00 1,254.00	最低料金 (最初の8kWhまで) 電力量料金 (上記超過1kWhにつき) 30.80	基本料金 (30A) 電力量料金(1kWhにつき) 最初の120kWhまで 120kWhをこえ300kWhまで 上記超過	885.72 電力量料金(1kWhにつき) 最初の120kWhまで 30.80 37.40 41.49	基本料金 (1kVAにつき) 電力量料金(1kWhにつき) 最初の120kWhまで 30.80 37.40 41.49	295.24
備考				最低月額料金 (1契約につき) 327.84			

名称	臨時電灯 (臨時電灯A)	公衆街路灯 (公衆街路灯A:電灯料金)	低圧電力	臨時電力 (従量制供給の場合)	農事用電力				
適用範囲	電灯または小型機器を使用し、契約使 用期間が1年未満の需要 総容量が3キロボルトアンペア以下	公衆のために設置された電灯または小 型機器を使用する需要 総容量が1キロボルトアンペア未満	動力を使用する需要 契約電力が原則50キロワット未満 従量電灯とあわせて契約する場合、契約電 流または契約容量と契約電力との合計が50 キロワット未満	動力を使用し、契約使用期間が1年未満の 需要 契約電力が5kWをこえ、かつ、原則50キロ ワット未満	農事用のかんがい排水のために動力を 使用する需要 契約電力が原則50キロワット未満				
区分		申請単価	申請単価	申請単価	申請単価				
料金(円)	(1契約1日につき) 50VAまで 50VAをこえ100VAまで 100VAをこえ500VAまで の場合100VAまでごと 500VAをこえ1kVAまで 1kVAをこえ3kVAまでの 場合1kVAまでごと	10.75 21.51 21.51 215.14 215.14	需要家料金 (1契約につき) 電灯料金(1灯につき) 10Wまで 10Wをこえ20Wまで 20Wをこえ40Wまで 40Wをこえ60Wまで 60Wをこえ100Wまで 上記超過100Wまでごと	基本料金 (1kWにつき) 電力量料金(1kWhにつき) 夏季 その他季	1,138.46 (1,081.54) 28.29 26.72	基本料金 (1kWにつき) 電力量料金(1kWhにつき) 夏季 その他季	低圧電力の 20%増し	基本料金 (1kWにつき) 電力量料金(1kWhにつき) 夏季 その他季	456.46 24.04 32.07
備考			申請単価の()内は、2024年10月分料 金以降の単価 夏季:7月から9月 その他季:10月から翌年6月	夏季:7月から9月 その他季:10月から翌年6月	夏季:7月から9月 その他季:10月から翌年6月				

(注)料金には消費税等相当額を含みます。

【参考】北陸電力の特定小売供給約款メニュー（低圧・補正後総原価ベース）

名称	定額電灯 (電灯料金)	従量電灯				
		(従量電灯A)	(従量電灯B)	(従量電灯C)		
適用範囲	電灯または小型機器を使用する需要で、電灯または小型機器を使用する需要その総容量が400ボルトアンペア以下で最大電流が5アンペア以下、かつ、定額電灯が適用できない場合	電灯または小型機器を使用する需要契約電流が10アンペア以上60アンペア以下 低圧電力と組み合わせる場合、契約電流と契約電力との合計が50キロワット未満	電灯または小型機器を使用する需要契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則50キロボルトアンペア未満 低圧電力と組み合わせる場合、契約容量と契約電力との合計が50キロワット未満			
料金	基本料金 (円/月)	(1契約) 59.40 (最初の8kWhまで)	312.27 (30Aの場合)	907.50 (1kVA)	302.50	
	電力量料金 (円/kWh)	10Wまで 111.29 (上記超過1kWhごと) 20Wまで 202.77 40Wまで 385.74 60Wまで 568.72 100Wまで 934.66 上記超過100Wごと 934.66	30.43 (120kWhまで) (300kWhまで) (300kWh超過) 最低月額料金	30.43 (120kWhまで) 37.03 (300kWhまで) 39.97 (300kWh超過) 302.50	30.43 37.03 39.97	
備考						

名称	臨時電灯 (臨時電灯A)	公衆街路灯 (公衆街路灯A:電灯料金)	低圧電力	臨時電力 (従量制供給の場合)	農事用電力 (農事用電力A)
適用範囲	電灯または小型機器を使用する需要 契約使用期間が1年未満の需要 総容量が3キロボルトアンペア以下	公衆のために設置された電灯または 小型機器 総容量が1キロボルトアンペア未満	動力を使用する需要 契約電力が原則50キロワット未満 従量電灯と組み合わせる場合、契約電流または契約容量と契約電力の合計が50キロワット未満	動力を使用する需要 契約使用期間が1年未満の需要 契約電力が原則50キロワット未満	農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要 契約電力が原則50キロワット未満
料金	基本料金 (円/月)	(1契約) 53.90 (1kWにつき)	1,226.50 (1kWにつき)	低圧電力の20%増し (1kWにつき)	577.50
	電力量料金 (円/kWh)	50VAまで 11.35 10Wまで 104.29 夏季 26.62 夏季 31.94 夏季 21.34 100VAまで 22.73 20Wまで 190.98 その他季 26.62 その他季 31.94 その他季 21.34 500VAまでの100V Aごと 22.73 40Wまで 364.36 1kVAまで 227.23 60Wまで 537.72 3kVAまでの1kVA ごと 227.23 100Wまで 884.49 上記超過100Wごと 884.49			
備考	単位は、1契約1日につき		夏季:7月から9月 その他季:10月から翌年6月	夏季:7月から9月 その他季:10月から翌年6月	夏季:7月から9月 その他季:10月から翌年6月

(注) 料金には消費税等相当額を含みます。

【参考】中国電力の特定小売供給約款メニュー（低圧・補正後総原価ベース）

名称		定額電灯 (電灯料金)	従量電灯		臨時電灯 (臨時電灯A)	公衆街路灯 (公衆街路灯A:電灯料金)
			(従量電灯A)	(従量電灯B)		
適用範囲		電灯または小型機器を使用する需要 総容量が400ボルトアンペア以下であるもの	電灯または小型機器を使用する需要 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満 低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット未満 定額電灯を適用できないこと	電灯または小型機器を使用する需要 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、 原則50キロボルトアンペア未満 低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計が50キロワット未満	電灯または小型機器を使用する需要 契約使用期間が1年未満の需要 総容量が3キロボルトアンペア以下	公衆のために設置された電灯または小型機器を使用する需要 総容量が1キロボルトアンペア未満
料金	基本料金(円/月)	(1契約につき)	110.00 (最初の15kWhまで)	698.81 (1kVAにつき)	453.90	(1契約につき) 104.50
	電力量料金 (円/kWh)	10Wまで	107.89 120kWhまで	31.86 120kWhまで	28.89 50VAまで	12.08 10Wまで 102.39
		20Wまで	189.38 300kWhまで	41.43 300kWhまで	38.02 100VAまで	24.12 20Wまで 180.58
		40Wまで	352.35 300kWh超過	44.54 300kWh超過	40.81 500VAまでの100VAごと	24.12 40Wまで 338.05
		60Wまで	515.34		1kVAまで	241.32 60Wまで 494.44
		100Wまで	841.28		3kVAまでの1kVAごと	241.32 100Wまで 808.28
		上記超過50Wごと	420.65			上記超過50Wごと 404.15
備考					単位は、1契約1日につき	

名称		低圧電力	臨時電力 (従量制供給の場合)	農事用電力 (農事用電力A)
適用範囲		動力を使用する需要 契約電力が原則50キロワット未満 従量電灯とあわせて契約する場合、最大需要容量 または契約容量と契約電力との合計が50キロワット 未満	動力を使用する需要 契約使用期間が1年未満の需要 契約電力が原則50キロワット未満	農事用のかんがい排水のために動力を使用する 需要 契約電力が原則50キロワット未満
料金	基本料金(円/月)	(1kWにつき)	1,202.85 (1kWにつき)	低圧電力の 20%増し (1kWにつき) 862.02
	電力量料金 (円/kWh)	夏季	28.31 夏季	34.03 夏季 22.01
		その他季	25.76 その他季	30.95 その他季 20.02
備考		夏季:7月から9月 その他季:10月から翌年6月	夏季:7月から9月 その他季:10月から翌年6月	夏季:7月から9月 その他季:10月から翌年6月

(注)料金には消費税等相当額を含みます。

【参考】四国電力の特定小売供給約款メニュー（低圧・補正後総原価ベース）

名称		定額電灯 (電灯料金)	従量電灯		臨時電灯 (臨時電灯A)	公衆街路灯 (公衆街路灯A:電灯料金)
			(従量電灯A)	(従量電灯B)		
適用範囲		電灯または小型機器を使用する需要 総容量が400ボルトアンペア以下であるもの	電灯または小型機器を使用する需要 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満 低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット未満 定額電灯を適用できないこと	電灯または小型機器を使用する需要 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、 原則50キロボルトアンペア未満 低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計が50キロワット未満	電灯または小型機器を使用する需要 契約使用期間が1年未満の需要 総容量が3キロボルトアンペア以下	公衆のために設置された電灯または小型機器を使用する需要 総容量が1キロボルトアンペア未満
料金	基本料金(円/月)	(1契約につき)	71.50(最初の11kWhまで)	679.47(1kVAにつき)	397.10	(1契約につき) 66.00
	電力量料金 (円/kWh)	10Wまで	142.30(11kWhをこえ120kWhまで)	31.79(最初の120kWhまで)	28.39(50VAまで)	11.50(10Wまで) 139.00
		10Wをこえ20Wまで	237.33(120kWhをこえ300kWhまで)	38.41(120kWhをこえ300kWhまで)	33.92(50VAをこえ100VAまで)	23.01(10Wをこえ20Wまで) 232.93
		20Wをこえ40Wまで	427.34(300kWh超過)	41.92(300kWh超過)	36.84(100VAをこえ500VAまでの100VAごと) 500VAをこえ1kVAまで	23.01(20Wをこえ40Wまで) 419.64
		40Wをこえ60Wまで	617.36		1kVAをこえ3kVAまでの1kVAごと	230.12(40Wをこえ60Wまで) 606.36
		60Wをこえ100Wまで	996.16			230.12(60Wをこえ100Wまで) 978.56
		100Wをこえ50Wまでごと	498.08			100Wをこえ50Wまでごと 489.28
備考					単位は、1契約1日につき	

名称		低圧電力	臨時電力 (従量制供給の場合)	農事用電力	
適用範囲		動力を使用する需要 契約電力が原則50キロワット未満 従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット未満	動力を使用する需要 契約使用期間が1年未満の需要 契約電力が原則50キロワット未満	農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要 契約電力が原則50キロワット未満	
料金	基本料金(円/月)	(1kWにつき)	1,183.71(1kWにつき)	低圧電力の20%増し	(1kWにつき) 815.21
	電力量料金 (円/kWh)	夏季	27.11 夏季	同上	夏季 23.00
		その他季	25.67 その他季	同上	その他季 21.94
備考		夏季:7月から9月 その他季:10月から翌年6月	夏季:7月から9月 その他季:10月から翌年6月	夏季:7月から9月 その他季:10月から翌年6月	

(注)料金には消費税等相当額を含みます。

【参考】沖縄電力の特定小売供給約款メニュー①（低圧・補正後総原価ベース）

名称		定額電灯 (電灯料金)		従量電灯		臨時電灯 (臨時電灯A)	
適用範囲		電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量が400ボルトアンペア以下であるもの		電灯または小型機器を使用する需要 総容量に基づく値が50kW未満 低圧電力と組み合わせる場合、総容量に基づく値と契約電力との合計が50キロワット未満 定額電灯が適用できないこと		電灯または小型機器を使用する需要 契約使用期間が1年未満の需要 総容量が3キロボルトアンペア以下	
料金	基本料金 (円/月)	(1契約)	66.00	(最低料金)	647.65		
	電力量料金 (円/kWh)	10Wまで	173.35	(120kWhまで)	40.76	50VAまで	17.28
		20Wまで	299.38	(300kWhまで)	46.30	100VAまで	34.56
		40Wまで	551.49	(300kWh超過)	48.28	500VAまでの100VAごと	34.56
		60Wまで	803.54			1kVAまで	345.62
		100Wまで	1,307.70			3kVAまでの1kVAごと	345.62
		上記超過100Wごと	1,307.70				
備考				単位は、1契約1日につき			

名称		公衆街路灯 (公衆街路灯A:電灯料金)		低圧電力		臨時電力(低圧) (従量制供給の場合)		農事用電力(低圧)	
適用範囲		公衆のために設置された電灯または小型機器 総容量が1キロボルトアンペア未満		動力を使用する需要 契約電力が原則50キロワット未満 従量電灯と組み合わせる場合、総容量に基づく値と契約電力の合計が50キロワット未満		動力を使用する需要 契約使用期間が1年未満の需要 契約電力が50キロワット未満		農事用のかんがい排水のために 動力を使用する需要 契約電力が50キロワット未満	
料金	基本料金 (円/月)	(1契約)	55.00	(1kWにつき)	1,392.37	低圧電力の 20%増し	(1kWにつき)	952.37	
	電力量料金 (円/kWh)	10Wまで	161.92	夏季	32.67	夏季	39.20		29.67
		20Wまで	281.79	その他季	31.28	その他季	37.53		
		40Wまで	521.57						
		60Wまで	761.32						
		100Wまで	1,240.84						
		上記超過100Wごと	1,240.84						
備考				夏季:7月から9月 その他季:10月から翌年6月		夏季:7月から9月 その他季:10月から翌年6月			

(注)料金には消費税等相当額を含みます。

【参考】沖縄電力の特定小売供給約款メニュー②（高圧・補正後総原価ベース）

名称		業務用電力		高圧電力A		高圧電力B	
適用範囲		高圧で電気の供給を受けて、電灯または小型機器を使用する需要		高圧で電気の供給を受けて動力を使用し、契約電力が500キロワット未満の需要		高圧で電気の供給を受けて動力を使用し、契約電力が500キロワット以上の需要	
料金	基本料金 (円/月)	(1kWにつき)	1,964.60	(1kWにつき)	1,838.10	(1kWにつき)	2,239.60
	電力量料金 (円/kWh)	夏季 その他季	33.38 31.89	夏季 その他季	31.45 30.13	夏季 その他季	30.46 29.23
	夏季:7月から9月		夏季:7月から9月		夏季:7月から9月		
	その他季:10月から翌年6月		その他季:10月から翌年6月		その他季:10月から翌年6月		

名称	臨時電力(高圧)						農事用電力(高圧)
	(動力を使用するもの)			(電灯等、または、電灯と動力を併用するもの)			
適用範囲	契約電力50キロワット以上 500キロワット未満 契約使用期間が1年未満の需要	契約電力500キロワット以上 契約使用期間が1年未満の需要	電灯または小型機器を使用する需要 電灯等と動力を併用する需要	農事用のかんがい排水のために			
料金	基本料金 (円/月)	(1kWにつき)	高圧電力の 20%増し	(1kWにつき)	高圧電力の 20%増し	(1kWにつき)	業務用電力の 20%増し (1kWにつき) 1,282.60
	電力量料金 (円/kWh)	夏季 その他季	37.72 36.15	夏季 その他季	36.53 35.08	夏季 その他季	40.06 38.26 28.97
	夏季:7月から9月		夏季:7月から9月		夏季:7月から9月		
	その他季:10月から翌年6月		その他季:10月から翌年6月		その他季:10月から翌年6月		

(注)料金には消費税等相当額を含みます。

【参考】改正法附則の規定及び料金審査要領を踏まえた確認結果①

- 今回の料金改定申請の内容について、各事業者からの説明を聴取（次ページ以降参照）し、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）附則の規定及び料金審査要領を踏まえて確認した結果は以下のとおり。

附則第18条第2項及び審査要領	確認結果
<p>[附則]第2号案件</p> <ul style="list-style-type: none">料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること。 <p>[料金審査要領]第1節「定率又は定額」に関する審査</p> <ul style="list-style-type: none">あらかじめ料金表等において明確に定められている料金率や計算式をもつて、使用量に応じた料金が計算可能であるか否かにつき審査するものとする。	<ul style="list-style-type: none">各事業者とも、定額電灯等は定額をもって、従量電灯等は基本料金が定額、電力量料金が定率をもって定められている。また、燃料費調整制度についても、あらかじめ明確に定められている料金率や計算式をもつて定められていることから、<u>使用量に応じた料金が計算可能</u>である。
<p>[附則]第3号案件</p> <ul style="list-style-type: none">みなし小売電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。	<ul style="list-style-type: none">各事業者とも、自社及び需要家の<u>責任に関する事項</u>※並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する<u>費用の負担の方法が適正かつ明確に定められている</u>。 <p>※責任に関する事項とは、みなし小売電気事業者の供給責任、損害賠償の免責事由等に関すること。</p>
<p>[附則]第4号案件</p> <ul style="list-style-type: none">特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。 <p>第2節「不当な差別的取扱い」に関する審査</p> <ul style="list-style-type: none">正当な理由に基づいて一般的に区別を行う場合を除き、全ての需要家に対して平等であるか否かにつき審査するものとする。なお、審査は、非特定需要及び特定需要ごとに整理された原価等を基とした契約種別ごとの料金率の設定について重点的に行うこととする。	<ul style="list-style-type: none">各事業者とも、料金算定規則に則って、電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による差異を勘案して契約種別ごとの料金が設定されている。また、今回の値上げ申請等による変動分は、基本的に、燃料費の高騰による変動分を使用量に応じて一律に電力量料金に上乗せしており、託送料金の変動分は機械的に規制料金に当てはめていることから、<u>契約種別ごとの料金率の設定が不平等であるとまでは言えない</u>。料金以外の供給条件等の変更内容も、条件を満たした全ての需要家に対して平等に適用されるものであり、<u>不平等であるとまでは言えない</u>。

【参考】改正法附則の規定及び料金審査要領を踏まえた確認結果②

- 今回の料金改定申請について、各事業者に、改正法附則の規定及び料金審査要領に記載のある内容について説明を求めたところ、各事業者からの回答は以下のとおり。

北海道電力

- 第2号案件について、需要電力が小規模な需要（定額電灯および公衆街路灯A）については定額料金制を適用し、それ以外の需要については、最低料金制または二部料金制を適用している。
- 第3号案件について、当社および電気の使用者の責任に関する事項ならびに費用負担の方法を特定小売供給約款に明確に規定している。
- 第4号案件（料金）について、今回値上げの主要因が燃料費等の需給関係費の大幅な増加であることを踏まえ、当該値上げ分を一律に電力量料金に反映することを基本に、使用規模や使用用途等による差異を勘案のうえ設定している。また、北海道電力ネットワーク株式会社の託送供給等約款の見直しによる託送料金の変動分についても、基本料金単価、電力量料金単価それぞれに反映している。
- 第4号案件（料金以外の供給条件）について、託送供給等約款との整合、業務運営の効率化によるコスト削減を図る観点や、適用実態等を踏まえ、見直しを行っている。また、当該見直しについては、同一条件下における全てのお客さまに一律に適用される。

東北電力

- 第2号案件：契約種別に応じて、定額料金制、最低料金制、二部料金制を継続。いずれも供給約款において料金単価等（燃料費調整制度においては算定方法）を明示しており、使用量等をもとに電気料金を算定することが可能。
- 第3号案件：当社（または一般送配電事業者）とお客さまとの責任に係る事項（供給責任等）ならびに費用の負担（工事費等）等について、法的分離による規定の変更はあるものの、実質的な取り扱いの変更はなく、必要な内容を適正・明確に規定している。
- 第4号案件：各契約種別の料金単価は電気の使用形態等を勘案し料金算定規則に則って設定しているが、今回の値上げにおいては収入に対する不足額を、基本的に一律に上乗せ（託送料金の変動分含む）することにより料金単価を設定しており、料金率の設定について差別的に取り扱っていない。ただし、契約種別によって電気の使われ方が異なることによる元々の料金の負担水準の関係から同じ値上げ幅であっても、値上げ率に差異は発生する。料金以外の供給条件等の変更内容については、すべての需要家を等しく扱うもので、特定のお客さまを差別的に取り扱う変更とは考えていない。

【参考】改正法附則の規定及び料金審査要領を踏まえた確認結果②

● 各事業者からの回答は以下のとおり。（続き）

- 「附則 第2号案件」について、料金制は、需要電力が極めて小規模な需要については定額料金制を、それ以外の需要については最低料金制又は需要の規模に応じる基本料金と供給した電気の量に応じる電力量料金を組み合わせた二部料金制を適用している。

また、料金率や計算式を料金表等において明確に定めている。

- 「附則 第3号案件」について、現行の供給条件だけでなく、今般見直す供給条件についても、当社及びお客さまの責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法を適正かつ明確に規定している。

- 「附則 第4号案件」について、料金率は、これまでの料金制度の沿革、料金改定の趣旨、電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等、供給原価を構成する要素を勘案し、契約種別ごとの負担が公平となるように定めている。この結果、契約種別ごとに設定した料金に応じて値上げ幅に差異が生じる場合があるが、正当な理由に基づくものであり不当な差別的取扱いではないと考える。

また、現行の供給条件だけでなく、今般見直す供給条件についても、条件を満たした全てのお客さまに平等に適用することとしている。

- 「附則 第2号案件」について、電力需要が極めて小規模な需要については定額制（定額電灯等）を、それ以外の需要については従量制（従量電灯、低圧電力等）とし、最低料金制または基本料金と電力量料金を組み合わせた二部料金制を適用している。また、契約種別ごとに使用量に応じて料金が計算可能となるよう、料金率、燃料費調整制度および計算方法をあらかじめ明確に定めている。

- 「附則 第3号案件」について、当社およびお客さまの責任に関する事項について明確に定めているとともに、電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担について、当社が一般送配電事業者から託送供給等約款にもとづき請求を受けた金額を、お客さまに請求することを明確に定めている。

- 「附則 第4号案件」について、特定需要原価にもとづき、電気の使用期間や計量方法等の差異を勘案して、契約種別ごとに定額または定率をもって料金率を定めている。なお、料金設定にあたっては、基本的に、燃料費の高騰による変動分を使用量に応じて一律に電力量料金に上乗せしている。また、従量電灯においては3段階料金制度を考慮し値上げ幅に差異を設けて設定している。

料金以外の供給条件等の変更内容についても、条件を満たした場合に平等に適用されるよう設定している。

【参考】改正法附則の規定及び料金審査要領を踏まえた確認結果③

● 各事業者からの回答は以下のとおり。（つづき）

中国電力

- ・第2号案件について、需要電力が極めて小規模な需要については定額料金制を、それ以外の需要については、最低料金制または基本料金と電力量料金を組み合わせた二部料金制を適用している。料金率、燃料費調整制度および計算式については、あらかじめ明確に定め、計算可能としている。
- ・第3号案件について、当社およびお客さまの責任に関する事項ならびに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法を適正かつ明確に規定している。
- ・第4号案件について、料金率は料金算定規則に則り、電気の使用形態や使用期間などに応じて、供給原価の変動を踏まえ、契約種別ごとの負担に偏りが生じないよう設定しているため、特定のお客さまについて、不当に差別的な取り扱いはしていない。なお、お客さまの電気の使われ方により値上げ幅は異なる。
- ・また、料金その他の供給条件についても、条件を満たした場合に平等に適用されるよう規定しているため、特定のお客さまについて、不当に差別的な取り扱いはしていない。

四国電力

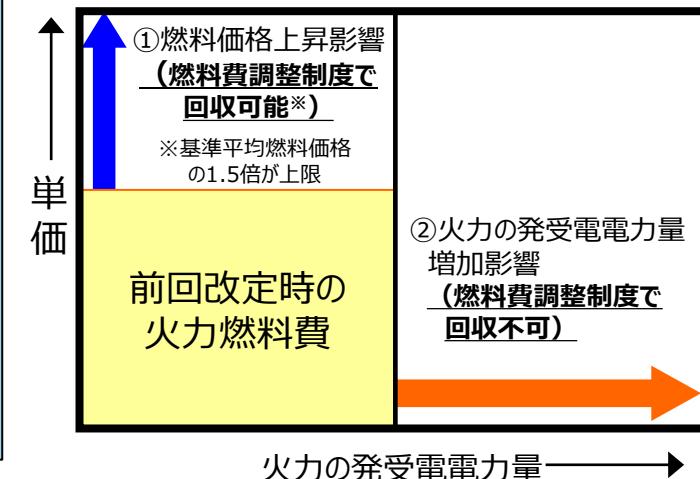
- ・第2号案件については、需要電力が極めて小規模な需要については定額料金制を、それ以外の需要については最低料金制、または基本料金と電力量料金を組み合わせた基本料金制（二部料金制）を適用している。
また、契約種別ごとに使用量に応じて料金が計算可能となるよう、料金率や計算式をあらかじめ明確に定めている。
- ・第3号案件については、当社およびお客さまの責任に関する事項ならびに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法を明確に定めている。
- ・第4号案件について、今回の値上げ申請は、燃料費調整額の算定に適用する燃料価格が上限を超過し、電気料金に反映されない燃料費が大幅に増加していることが主因であることから、電力量料金単価を一律値上げすることとしている。
その結果、各メニューにおける基本料金相当の負担割合に応じて、電気料金全体に占める値上げ率に差異が生じる場合がある。（基本料金相当の負担割合が大きいメニューほど、値上げ率は小さくなる。）

沖縄電力

- ・「附則 第2号案件」については、単価及び計算方法を明確に定めており、使用量に応じた料金の算定は可能である。
- ・「附則 第3号案件」については、当社およびお客さまの責任に関する事項ならびに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法を適正かつ明確に定めている。
- ・「附則 第4号案件」については、法令の改正や現在適用事例のないものの削除など、お客さまに影響を与えるものではなく、不当な差別的取扱いとなるものはないと考えている。
- ・値上げ申請による値上げ幅は、基本的に、燃料費の高騰による変動分を一律に電力量料金に上乗せしており、託送料金の変動分は機械的に規制料金に当てはめているため、契約区分により差を設けているという認識はない。

【参考】燃料費調整制度の概要

- ①燃料費調整制度は、料金改定時に前提とした燃料消費数量（固定）に対応する燃料価格の変動影響を、料金に反映する制度。全日本平均の輸入燃料価格（原油・LNG・石炭の貿易統計価格（円建ての全日本CIF価格））の変動に応じ、毎月、電気料金を自動的に調整。
- ②燃料費調整制度では、電源構成の変化により、火力発電の燃料消費数量が増えたことに伴う火力燃料費の増加は、毎月の電気料金には反映されない。
- ③今回の料金改定申請は、燃料費調整制度で回収不可能な部分も含め、火力燃料費全体を見直すもの（※これに伴い、燃料費調整の前提諸元も見直しとなる。）。



【燃料費調整制度に基づく電気料金の算定】

①料金改定時に基準平均燃料価格※1 及び基準調整単価※2を算定

●基準平均燃料価格※1

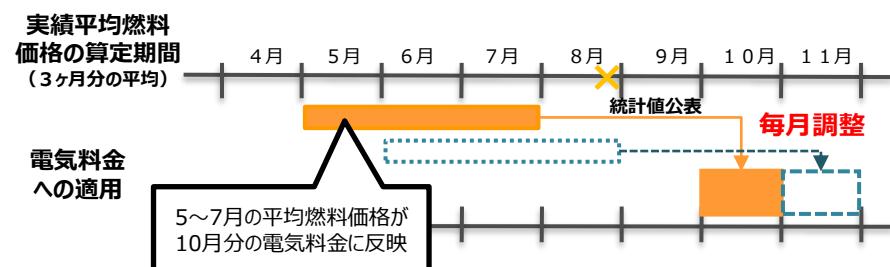
- 原油・LNG・石炭の貿易統計価格（料金改定申請時の直近3ヶ月分）を基に、各事業者の火力発電における燃料ごとの比率を勘案して算定した原油換算値1kLあたりの平均燃料価格。

●基準調整単価※2

- 基準平均燃料価格が1,000円/kL変動した場合の販売電力量1kWhあたりの燃料費調整単価。
- 料金改定申請時に、火力発電の燃料消費数量（原油換算kL）と販売電力量から算定。

②毎月、実績平均燃料価格と基準平均燃料価格の差額（変動額）を算定し、当該変動額と基準調整単価から燃料費調整単価を算定

③燃料費調整単価を基に電気料金を毎月、自動的に算定



$$\text{電気料金} = \text{基本料金} + (\text{電力量料金} \times \text{1か月の使用電力量}) \pm (\text{燃料費調整額} \times \text{1か月の使用電力量}) + (\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \text{1か月の使用電力量})$$

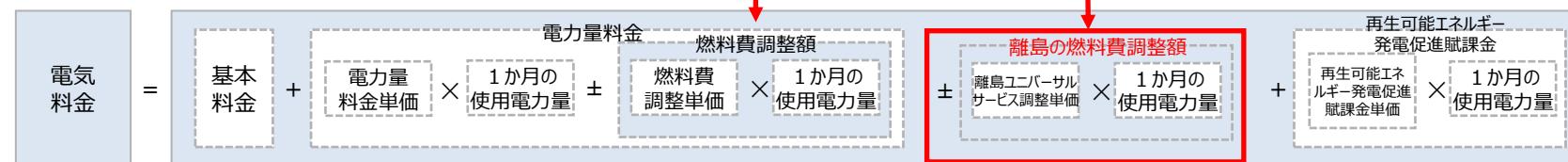
【参考】離島供給に係る燃料費調整制度の概要

- 以前の燃料費調整は、本土と離島を含む全体で燃料費調整単価を算定していたが、2016年改正の料金算定規則に基づき、燃料費調整単価を本土と離島に区分して算定するものであり、対象となる燃料は異なるものの、当該調整単価の算定方法は本土も離島も同じである。
- なお、本土の燃料費調整と離島の燃料費調整（離島ユニバーサルサービス調整）を区分した事業者は、4事業者（北海道・東北・中国・沖縄）である。

＜以前の燃料費調整＞



＜区分後の燃料費調整＞



【参考】過去の審議会資料（離島ユニバーサルサービスに基づく離島の燃料費及び変動費の回収方法について）

- 一般送配電事業者は、需要家保護の観点から、離島の需要家に対しユニバーサルサービスとして本土並みの料金水準で電気の供給を行う義務を負っている。そのためには、離島における供給コストのうち、離島供給約款で小売料金として回収するコストを超える部分は、託送料金として一般送配電事業者のエリア内の需要家全てで広く薄く負担する必要がある。
- 離島における電源は、火力が主体である（需要規模、周波数調整などの運用面の制約を理由として主に内燃力発電であり、重油を燃料としている）。したがって、離島供給のための燃料単価の変動については、本土の電気料金と同様、燃料費調整制度を準用し、託送料金としてエリア内の需要家から回収する仕組みを設ける必要がある。

【参考】料金算定規則における規定

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

（燃料費調整制度）

第四十条 事業者は、第十八条第二項及び第三項（第三十四条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十九条第七項、第三十六条第六項、第三十二条第二項（第三十七条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）、第三十三条第七項、第三十九条第六項、第三十五条第七項又は前条第七項の規定により設定した契約種別ごとの料金を、各月において、当該月の開始の日に、次項の規定により算定される基準平均燃料価格と第三項の規定により算定される実績平均燃料価格との差額（同項の規定により算定される実績平均燃料価格が、次項の規定により算定される基準平均燃料価格に一・五を乗じて得た額を超える場合にあっては、同項の規定により算定される基準平均燃料価格に〇・五を乗じて得た額）に第四項の規定により算定される基準調整単価を千で除して得た値を乗じて得た額により、増額又は減額（以下「調整」という。）を行わなければならない。

- 2 基準平均燃料価格は、改正法附則第十八条第一項の規定により定めようとする、又は変更しようとする特定小売供給約款の認可の申請の日（第十九条又は第三十三条の規定により第十九条第一項各号に掲げる変動額又は第三十三条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた事業者にあっては、当該変更の認可を受ける前に定めていた特定小売供給約款の認可の申請の日）若しくは旧法第十九条第四項の規定により変更しようとする特定小売供給約款の届出の日において公表されている直近三月分（直近一月分を用いることができない合理的な理由があるときは、その前の直近三月分）の小売電気事業等の用に供した石炭、石油及び液化天然ガス（輸入されたものに限る。以下「燃料」という。）ごとの円建て貿易統計価格（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第一百二条第一項第一号に基づく統計により認識することが可能な価格をいう。次項において同じ。）の平均値に、小売電気事業等の用に供する石油の一リットル当たりの発熱量（メガジュールで表した量をいう。以下同じ。）を当該燃料の一キログラム当たりの発熱量で除して得た値（石油にあっては、一）に原価算定期間において小売電気事業等の用に供する当該燃料の発熱量が当該期間において小売電気事業等の用に供する燃料ごとの発熱量の総和に占める割合を乗じて算定した値であって、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たもの（次項において「換算係数」という。）を乗じて得た額を合計した額とする。
- 3 実績平均燃料価格は、調整を行う月の五日前から三月前までの期間において小売電気事業等の用に供した燃料ごとの円建て貿易統計価格の平均値に、換算係数を乗じて得た額の合計額とする。
- 4 基準調整単価は、千円を単位として調整すべき一千ワット時当たりの単価として、原価算定期間において小売電気事業等の用に供する燃料ごとの発熱量の総和を小売電気事業等の用に供する石油の一リットル当たりの発熱量で除して得た値を当該期間における販売電力量で除して得た値を基に契約種別ごとに定めた単価であって、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たものとする。

（需要等の算定）

第九条 （略）

四 その電気を供給する事業の用に供するために事業者が発電する電気の量及び他の者から受電する電気の量を合計して得た値から当該事業者がその小売電気事業等（小売電気事業及び発電事業（その小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）をいう。以下同じ。）を行うために使用する電気の量を控除して得た値の平均値（以下「発受電量」という。）

【参考】燃料費調整制度の具体的な計算方法の概要（北海道電力）

燃料費調整額 = 燃料費調整単価 { (実績平均燃料価格 - 基準平均燃料価格) × 基準調整単価 / 1,000 } × 使用量

○基準平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの基準平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び金額の値に基づき、次の算式によって算定された値

基準平均燃料価格 = A × α + B × β + C × γ

$$= 82,572 \times 0.1874 + 132,509 \times 0.0899 + 53,189 \times 1.0036 = 80,800 \text{ 円}$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 = 82,572 円

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均LNG価格 = 132,509 円

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 = 53,189 円

換算係数 (α、β、γ) = 原油換算係数 × 热量構成比

(換算係数)

(熱量構成比)

	原油換算係数※1 (X)	熱量構成比 (Y)	換算係数 Z = X × Y
原 油	1.0000	0.1874	α : 0.1874
L N G	0.6995	0.1285	β : 0.0899
石 炭	1.4670	0.6841	γ : 1.0036

※1 原油 : 38.26MJ/l、LNG : 54.70MJ/kg、石炭 : 26.08MJ/kg

(出典：総合エネルギー統計)

	総発熱量 (10 ⁶ MJ)※2	熱量構成比 (Y)
原 油	84,100	0.1874
L N G	57,656	0.1285
石 炭	306,993	0.6841
合 計	448,749	1.0000

※2 自社火力等

(原油(北海道は重油のみ) : 41.60MJ/l、LNG : 54.80MJ/kg、

石炭 : 25.87MJ/kg)

○基準調整単価

実績平均燃料価格が1,000円/kL変動した場合の、販売電力量1kWhあたりの調整単価。

基準調整単価 = 原油換算消費数量 ÷ 販売電力量 × 1,000 = 11,730 ÷ 75,375 = 0.156 円

※低圧はロス率を考慮して0.176円<税込(10%)>

○計算例（燃料費調整額）

実績平均燃料価格が72,700円/kLとなった場合、使用量が230kWh／月の平均モデルにおける燃料費調整額（従量電灯B）

(実績平均燃料価格 - 基準平均燃料価格) (円／kL) × 基準調整単価 (円／kWh) / 1,000 × 使用量 (kWh)
= (72,700 - 80,800) × 0.176 / 1,000 × 230 = ▲329 円

【参考】燃料費調整制度の具体的な計算方法の概要（東北電力）

燃料費調整額 = 燃料費調整単価 { (実績平均燃料価格 - 基準平均燃料価格) × 基準調整単価 / 1,000 } × 使用量

○基準平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの基準平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び金額の値に基づき、次の算式によって算定された値

基準平均燃料価格 = A × α + B × β + C × γ

$$= 82,572 \times 0.0259 + 132,509 \times 0.2563 + 53,189 \times 0.8915 = 83,500 \text{ 円}$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 = 82,572 円

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均LNG価格 = 132,509 円

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 = 53,189 円

換算係数 (α、β、γ) = 原油換算係数 × 热量構成比

(換算係数)

(热量構成比)

	原油換算係数※1 (X)	熱量構成比 (Y)	換算係数 Z = X × Y
原 油	1.0000	0.0259	α : 0.0259
L N G	0.6995	0.3664	β : 0.2563
石 炭	1.4670	0.6077	γ : 0.8915

※1 原油 : 38.26MJ/l、LNG : 54.70MJ/kg、石炭 : 26.08MJ/kg
(出典: 総合エネルギー統計)

	総発熱量 (10 ⁶ MJ)※2	熱量構成比 (Y)
原 油	41,616	0.0259
L N G	589,344	0.3664
石 炭	977,445	0.6077
合 計	1,608,405	1.0000

※2 自社火力等
(原油 : 40.96MJ/l、LNG : 54.75MJ/kg、石炭 : 25.67MJ/kg)

○基準調整単価

実績平均燃料価格が 1,000 円 / kL 変動した場合の、販売電力量 1 kWhあたりの調整単価。

基準調整単価 = 原油換算消費数量 ÷ 販売電力量 × 1,000 = 35,722 ÷ 206,495 = 0.173 円

※低圧はロス率を考慮して 0.197 円 < 税込 (10%) >

○計算例（燃料費調整額）

実績平均燃料価格が 75,100 円 / kL となった場合、使用量が 260 kWh / 月の平均モデルにおける燃料費調整額（従量電灯 B）

(実績平均燃料価格 - 基準平均燃料価格) (円 / k L) × 基準調整単価 (円 / kWh) / 1,000 × 使用量 (kWh)

$$= (75,100 - 83,500) × 0.197 / 1,000 × 260 = ▲430 \text{ 円}$$

【参考】燃料費調整制度の具体的な計算方法の概要（東京電力EP）

燃料費調整額 = 燃料費調整単価 { (実績平均燃料価格 - 基準平均燃料価格) × 基準調整単価 / 1,000 } × 使用量

○基準平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの基準平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び金額の値に基づき、次の算式によって算定された値

基準平均燃料価格 = A × α + B × β + C × γ

$$= 82,572 \times 0.0047 + 132,509 \times 0.3829 + 53,189 \times 0.6581 = 86,100 \text{ 円}$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 = 82,572 円

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均LNG価格 = 132,509 円

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 = 53,189 円

換算係数 (α、β、γ) = 原油換算係数 × 热量構成比

(換算係数)

(熱量構成比)

	原油換算係数※1 (X)	熱量構成比 (Y)	換算係数 Z = X × Y
原 油	1.0000	0.0047	α : 0.0047
L N G	0.7002	0.5468	β : 0.3829
石 炭	1.4674	0.4485	γ : 0.6581

※1 原油 : 38.30MJ/l、LNG : 54.70MJ/kg、石炭 : 26.10MJ/kg
(出典: 総合エネルギー統計)

	総発熱量 (10 ⁶ MJ)※2	熱量構成比 (Y)
原 油	17,224	0.0047
L N G	1,985,743	0.5468
石 炭	1,629,175	0.4485
合 計	3,632,142	1.0000

※2 他社火力
(原油 : 41.24MJ/l、LNG : 54.67MJ/kg、石炭 : 25.05MJ/kg)

○基準調整単価

実績平均燃料価格が1,000円/kL変動した場合の、販売電力量1kWhあたりの調整単価。

基準調整単価 = 原油換算消費数量 ÷ 販売電力量 × 1,000 = 91,953 ÷ 570,690 = 0.161 円

※低圧はロス率を考慮して0.183円<税込(10%)>

○計算例（燃料費調整額）

実績平均燃料価格が77,500円/kLとなった場合、使用量が260kWh／月の平均モデルにおける燃料費調整額（従量電灯B）

{ (実績平均燃料価格 - 基準平均燃料価格) (円/kL) × 基準調整単価 (円/kWh) / 1,000 } × 使用量 (kWh)

$$= \{ (77,500 - 86,100) \times 0.183 / 1,000 \} = ▲ 1.57 \times 260 = ▲ 408 \text{ 円}$$

【参考】燃料費調整制度の具体的な計算方法の概要（北陸電力）

燃料費調整額 = 燃料費調整単価 { (実績平均燃料価格 - 基準平均燃料価格) × 基準調整単価 / 1,000 } × 使用量

○基準平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの基準平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び金額の値に基づき、次の算式によって算定された値

基準平均燃料価格 = A × α + B × β + C × γ

$$= 82,572 \times 0.0415 + 132,509 \times 0.0745 + 53,189 \times 1.2499 = 79,800 \text{ 円}$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 = 82,572 円

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均LNG価格 = 132,509 円

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 = 53,189 円

換算係数 (α, β, γ) = 原油換算係数 × 热量構成比

(換算係数)

(熱量構成比)

	原油換算係数※1 (X)	熱量構成比 (Y)	換算係数 Z = X × Y
原 油	1.0000	0.0415	α : 0.0415
L N G	0.6995	0.1065	β : 0.0745
石 炭	1.4670	0.8520	γ : 1.2499

※1 原油 : 38.26MJ/l、LNG : 54.70MJ/kg、石炭 : 26.08MJ/kg
(出典: 総合エネルギー統計)

	総発熱量 (10 ⁶ MJ)※2	熱量構成比 (Y)
原 油	17,825	0.0415
L N G	45,713	0.1065
石 炭	365,684	0.8520
合 計	429,222	1.0000

※2 自社火力等
(原油 : 39.40MJ/l、LNG : 54.68MJ/kg、石炭 : 26.81MJ/kg)

○基準調整単価

実績平均燃料価格が 1,000 円 / kL 変動した場合の、販売電力量 1 kWhあたりの調整単価。

基準調整単価 = 原油換算消費数量 ÷ 販売電力量 × 1,000 = 11,219 ÷ 78,086 = 0.144 円

※低圧はロス率を考慮して 0.165 円 < 税込 (10%) >

○計算例（燃料費調整額）

実績平均燃料価格が 71,800 円 / kL となった場合、使用量が 230 kWh / 月の平均モデルにおける燃料費調整額（従量電灯 B）

(実績平均燃料価格 - 基準平均燃料価格) (円 / k L) × 基準調整単価 (円 / kWh) / 1,000 × 使用量 (kWh)

$$= (71,800 - 79,800) × 0.165 / 1,000 × 230 = ▲304$$

【参考】燃料費調整制度の具体的な計算方法の概要（中国電力）

燃料費調整額 = 燃料費調整単価 { (実績平均燃料価格 - 基準平均燃料価格) × 基準調整単価 / 1,000 } × 使用量

○基準平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの基準平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び金額の値に基づき、次の算式によって算定された値

$$\text{基準平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma \\ = 82,572 \times 0.0406 + 132,509 \times 0.0992 + 53,189 \times 1.1994 = 80,300 \text{円}$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 = 82,572 円

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均LNG価格 = 132,509 円

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 = 53,189 円

換算係数 (α 、 β 、 γ) = 原油換算係数 × 热量構成比

(換算係数)

	原油換算係数 ^{※1} (X)	熱量構成比 (Y)	換算係数 Z = X × Y
原 油	1.0000	0.0406	$\alpha : 0.0406$
L N G	0.6995	0.1418	$\beta : 0.0992$
石 炭	1.4670	0.8176	$\gamma : 1.1994$

(熱量構成比)

	総発熱量 (10 ⁶ MJ) ^{※2}	熱量構成比 (Y)
原 油	40,608	0.0406
L N G	141,751	0.1418
石 炭	817,288	0.8176
合 計	999,647	1.0000

※1 原油 : 38.26MJ/l、LNG : 54.70MJ/kg、石炭 : 26.08MJ/kg
(出典: 総合エネルギー統計)

※2 自社火力等
(原油(中国は重油のみ) : 41.61MJ/l、LNG : 54.81MJ/kg、
石炭 : 26.12MJ/kg)

○基準調整単価

実績平均燃料価格が1,000円/kL変動した場合の、販売電力量1kWhあたりの調整単価。

$$\text{基準調整単価} = \text{原油換算消費数量} \div \text{販売電力量} \times 1,000 = 26,128 \div 139,669 = 0.187 \text{円}$$

※低圧はロス率を考慮して 0.212 円 <税込(10%)>

○計算例(燃料費調整額)

実績平均燃料価格が72,200円/kLとなった場合、使用量が260 kWh/月の平均モデルにおける燃料費調整額(従量電灯A)

(実績平均燃料価格 - 基準平均燃料価格) (円/kL) × 最低料金の基準調整単価(円/契約) / 1,000

+ (実績平均燃料価格 - 基準平均燃料価格) (円/kL) × 低圧の基準調整単価(円/kWh) / 1,000 × 最低料金部分を除く使用量(kWh)

$$= (72,200 - 80,300) \times 3.185 / 1,000 + (72,200 - 80,300) \times 0.212 / 1,000 \times 245$$

$$= ▲25.80 \text{円} + ▲421.40 \text{円} = ▲447 \text{円}$$

【参考】燃料費調整制度の具体的な計算方法の概要（四国電力）

燃料費調整額 = 燃料費調整単価 { (実績平均燃料価格 - 基準平均燃料価格) × 基準調整単価 / 1,000 } × 使用量

○基準平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの基準平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び金額の値に基づき、次の算式によって算定された値

基準平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

$$= 82,572 \times 0.0875 + 132,509 \times 0.0770 + 53,189 \times 1.1770 = 80,000 \text{ 円}$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 = 82,572 円

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均LNG価格 = 132,509 円

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 = 53,189 円

換算係数 (α 、 β 、 γ) = 原油換算係数 × 热量構成比

(換算係数)

(热量構成比)

	原油換算係数※1 (X)	热量構成比 (Y)	換算係数 $Z = X \times Y$
原 油	1.0000	0.0875	$\alpha : 0.0875$
L N G	0.6994	0.1101	$\beta : 0.0770$
石 炭	1.4668	0.8024	$\gamma : 1.1770$

※1 原油 : 38.26MJ/l、LNG : 54.70MJ/kg、石炭 : 26.08MJ/kg

(出典：総合エネルギー統計)

	総発熱量 (10 ⁶ MJ)※2	热量構成比 (Y)
原 油	29,277	0.0875
L N G	36,827	0.1101
石 炭	268,333	0.8024
合 計	334,437	1.0000

※2 自社火力等

(原油 : 41.64MJ/l、LNG : 54.65MJ/kg、石炭 : 25.58MJ/kg)

○基準調整単価

実績平均燃料価格が 1,000 円/kL 变動した場合の、販売電力量 1kWhあたりの調整単価。

基準調整単価 = 原油換算消費数量 ÷ 販売電力量 × 1,000 = 8,741 ÷ 64,318 = 0.136 円

※低圧は口率を考慮して 0.154 円 < 税込 (10%) >

○計算例（燃料費調整額）

実績平均燃料価格が 72,000 円/kL となった場合、使用量が 260 kWh/月の平均モデルにおける燃料費調整額（従量電灯 A）

（実績平均燃料価格 - 基準平均燃料価格）(円/kL) × 最低料金の基準調整単価(円/契約) / 1,000

+ (実績平均燃料価格 - 基準平均燃料価格)(円/kL) × 低圧の基準調整単価(円/kWh) / 1,000 × 最低料金部分を除く使用量(kWh)

$$= (72,000 - 80,000) \times 1.694 / 1,000 + (72,000 - 80,000) \times 0.154 / 1,000 \times 249$$

$$= ▲13.55 \text{ 円} + ▲306.27 \text{ 円} = ▲320 \text{ 円}$$

【参考】燃料費調整制度の具体的な計算方法の概要（沖縄電力）

燃料費調整額 = 燃料費調整単価 { (実績平均燃料価格 - 基準平均燃料価格) × 基準調整単価 / 1,000 } × 使用量

○基準平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの基準平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び金額の値に基づき、次の算式によって算定された値

基準平均燃料価格 = A × α + B × β + C × γ

$$= 82,572 \times 0.0065 + 132,509 \times 0.1625 + 53,189 \times 1.1167 = 81,500 \text{ 円}$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 = 82,572 円

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均LNG価格 = 132,509 円

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 = 53,189 円

換算係数 (α、β、γ) = 原油換算係数 × 热量構成比

(換算係数)

(热量構成比)

	原油換算係数※1 (X)	热量構成比 (Y)	換算係数 Z = X × Y
原 油	1.0000	0.0065	α : 0.0065
L N G	0.6995	0.2323	β : 0.1625
石 炭	1.4670	0.7612	γ : 1.1167

※1 原油 : 38.26MJ/l、LNG : 54.70MJ/kg、石炭 : 26.08MJ/kg

(出典：総合エネルギー統計)

	総発熱量 (10 ⁶ MJ)※2	热量構成比 (Y)
原 油	1,096	0.0065
L N G	39,154	0.2323
石 炭	128,301	0.7612
合 計	168,551	1.0000

※2 自社火力等

(原油 : 39.67MJ/l、LNG : 54.70MJ/kg、石炭 : 24.29MJ/kg)

○基準調整単価

実績平均燃料価格が 1,000 円/kL 变動した場合の、販売電力量 1kWhあたりの調整単価。

基準調整単価 = 原油換算消費数量 ÷ 販売電力量 × 1,000 = 4,405 ÷ 18,125 = 0.243 円

※ロス率を考慮して低圧 : 0.274 円、高圧 : 0.264 円 <税込 (10%)>

○計算例（燃料費調整額・概算）

実績平均燃料価格が 73,600 円/kL となった場合、使用量が 260 kWh/月の平均モデルにおける燃料費調整額（従量電灯）

（実績平均燃料価格 - 基準平均燃料価格）（円/kL）× 最低料金の基準調整単価（円/契約）/1,000

+ （実績平均燃料価格 - 基準平均燃料価格）（円/kL）× 低圧の基準調整単価（円/kWh）/1,000 × 最低料金部分を除く使用量（kWh）

$$= (73,600 - 81,500) \times 2.739 / 1,000 + (73,600 - 81,500) \times 0.274 / 1,000 \times 250$$

$$= ▲21.64 + ▲541.15 = ▲563 \text{ 円}$$

【参考】過去の査定方針（2014年・中部電力）

（2）レートメーク

①基本料金及び従量料金の設定について

今回の料金改定は、その主たる要因が燃料費である可変費の増加にあり、人件費を始めとする費用の削減が図られ、需要の減少により、販売電力量当たりの固定費は、ほぼ同水準であることが確認された。そのため、基本料金を据え置くことは妥当であると考えられる。

②3段階料金について

3段階料金制度においては、1段階料金はナショナルミニマムの観点から低廉な水準に、2段階料金は平均的な電気使用の観点から平均的な料金に、3段階は省エネの観点から割高な料金に設定されているが、今回の3社の申請では、1・2段格差率を縮小し、2・3段格差率を拡大させている。これは、① 1段階の値上げ幅を抑制することは生活に必要不可欠な電気の使用への影響を軽減すること、② 3段階の値上げ幅を拡大することは需要対策の効果があることから、妥当と考えられる。

（円/kWh）

改定年度	S49	S51	S55	S63	H元	H8	H10	H12	H14	H17	H18	H20	今回申請 (消費税5%)	今回申請 (消費税8%)
第1段	12.00	14.25	20.34	16.94	16.59	16.08	15.97	15.63	15.18	14.80	16.01	17.05	20.33	20.91
第2段	15.40	18.95	27.54	23.03	22.54	21.73	21.59	20.84	19.98	18.98	20.08	21.09	24.83	25.54
第3段	16.82	21.45	32.54	26.13	24.79	23.90	23.74	22.92	21.78	20.42	21.51	22.52	27.45	28.23
1・2段格差	0.78	0.75	0.74	0.74	0.74	0.74	0.75	0.76	0.76	0.78	0.80	0.81	0.82	0.82
2・3段格差	1.09	1.13	1.18	1.13	1.10	1.10	1.10	1.09	1.09	1.08	1.07	1.07	1.11	1.11

※S49～H17は税抜き単価、H18～H20・今回は税込み単価、燃料費調整単価を除く

③選択約款について

（中略）

iv) 需要家に対する電気料金値上げの周知活動について

各需要家や消費者団体等各種団体への、電気料金値上げに至った経緯、申請内容、経営効率化への取組等の説明を実施しており、引き続き需要家の理解が得られるよう、丁寧な対応に努めていくことが必要である。

新規加入の停止に当たっては、既に割引の適用を受けている需要家や、選択約款を前提として機器投資を検討している需要家等に配慮するとともに、需要家等への十分な周知期間が必要であることを踏まえた対応とすることが適当である。

また、需要家の選択肢を多様化することで、震災以降大きく変化した電力需給をめぐる環境に対応する観点からは、需要家間の公平性を確保しつつ、既存契約者への一定期間後の割引の見直し（※）等を含め、料金メニュー全般について、スマートメーターの導入後抜本的に見直すことが期待される。その際、スマートメーターの導入を待たずとも、可能なメニューについては、早期に導入を図っていくことが重要である。

※ 既存契約者であっても、機器更新後は、他の需要家との公平性の観点から、割引を続けることは適当ではない。